一クレディスイス事件を基に一

権 田 和 雄

- I 問題意識
- Ⅱ 事件の検討
- Ⅲ 租税ほ脱犯という犯罪の成立
- IV 租税刑事事件としての性格
- V 犯罪構成要件の認識

I 問題意識

租税は脱犯の有罪率は100%と言われている。最近の査察事件(租税刑事事件)の1審判決の状況を見ると、平成23年度から令和元年度までの間で無罪判決は平成24年度に120件のうち1件、平成25年度に116件のうち1件、平成26年度に98件のうち2件、以降は全て有罪判決となっている。

【各年度国税庁レポート】

これは有罪率 99.9%と言われる一般の刑事事件と比べても高い有罪率と思われる。それでは無罪判決の事案はどのようなものなのか、判決 DB から得られた 2 件について裁判所の判断基準を考察し、併せて租税ほ脱犯の特質との関わりを検討する。

Ⅱ 事件の検討

(1) クレディスイス事件 東京地裁平成25年3月1日判決 D1-LAW28210968 東京高裁平成26年1月31日判決 D1-LAW28230409

【公訴事実】

・株式報酬に係る収入を除外するなどの方法により所得を秘匿した上、虚偽の 確定申告所を提出し、もって不正の行為により正規の所得税額と申告税額の 差額を免れたとして所得税法違反で起訴されたものである。

◇所得税法 238 条

偽りその他不正の行為により、所得税を免れ、または所得税の還付を受けた 者は、10年以下の懲役若しくは千万以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

【事案の概要】

・被告人は証券会社に外国債券のトレーダー等として勤務した間に、給与・賞 与等の報酬以外に源泉徴収されずに海外口座に入庫等された株式賞与(イ ンセンティブ賞与)等の収入を除外し平成18年、19年分の所得税額1億 3221万円を免れた過少申告事案である(申告は税理士を通じて行っており、 18年分は期限後申告、19年分は期限内申告)。

【当事者の主張】

《検察官》

- ・現金で支給された給与・賞与その他確定申告書記載の収入金額を認識しており、株式報酬が源泉徴収されていないことも認識している。
- ・源泉徴収表の収入金額に含まれない株式譲渡益、利子収入、配当収入及び不 動産収入についても、存在を認識していながら確定申告しなかった。
- ・よって被告人はほ脱の故意を有していたことは明らかである。

《弁護人》

- ・被告人」は株式報酬について賞与の現物支給と考えており、他の給与と同様に 源泉徴収されていると思い込んでおり、源泉徴収票に基づいて確定申告した。
- ・株式譲渡益、利子収入、配当収入及び不動産収入についても、故意に申告か ら漏らしたものではない。
- ・したがって被告人はほ脱の故意を欠き無罪である。

【争点】

・本件の主たる争点は、過少申告に係るほ脱の故意の有無である。

【裁判所の判断過程】

・検察官はほ脱の故意を裏付ける事情(株式報酬は源泉徴収されておらず申告 義務があった)として、①ストックオプションの行使状況、②会社からメー ル・メモの受領状況、③株式報酬の権利付与及び入庫時点の株式数との関係、 ④税に関する被告人の知識、⑤財産債務明細の記載状況、⑥源泉徴収票の発 行と株式報酬の入庫の先後関係を挙げていて、この点について裁判所の審理 が行われた。

①ストックオプションの行使状況

《検察官》

社内の提出書類の「雇用者側の源泉徴収義務がある場合に限る」欄にチェックをしていないことは会社の源泉徴収が行われていないことを強く窺わせる。 《裁判所》

上記事実は確かに会社に源泉徴収義務ないことを認識し得たものと解される。しかし被告人はシンガポール担当に電話で記載方法を相談して指示に従っただけと述べる供述を否定することは出来ない(適切に被告人に記載方法を指示したという担当者の供述は弁護人が不同意)。

②会社からメール・メモの受領状況

《検察官》

メール、メモを会社から多数回にわたって受けており、これにより被告人も 会社に源泉徴収義務がないことを認識した旨述べている(会社には源泉徴収義 務がないとの定型記述もある)。

《裁判所》

確かに被告人が1行でも読んでいれば会社に源泉徴収義務がないことは容易に認識できる。しかし、被告人が日本語訳のものを重要書類として他のものは見ていなかったと述べ、被告人の繁忙状況は供述を覆す証拠がなく当該メール、メモに、目を通すことがなかったとしても不合理とはいえない。

③株式報酬の権利付与及び入庫時点の株式数との関係

《検察官》

権利付与された時点での株式数と入庫された時点での株式数が同じであり源 泉徴収されていないことが明らかで認識したはずである。

《裁判所》

源泉徴収に関して明確に意識でもなければ、そのような数字の変動の有無に 着目し、入庫の前後で株式数が減少していないことを把握して、源泉徴収され ていないと気付くことは困難というほかない。

④税に関する被告人の知識

《検察官》

被告人が発出したメールで投資信託の口座開設に際し米国源泉徴収の免除に係る問合せをしている。また18年分の確定申告は自分で行っており、その他の点も考え併せて、税に関して相当な知識を有しており、税に無知で過少申告をしたという被告人の弁解は信用できない。

《裁判所》

確定申告書は国税庁 HP の確定申告書コーナーで作成したものであり特な税知識がなくても作成が可能であったと解される。米国の源泉徴収についても、平成20年に確定申告から相当期間経過した話であり、株式報酬に関するものではない。本件申告時に税金に無知で過少申告してしまったという被告人の供述と矛盾するとまではいえない。

⑤財産債務明細の記載状況

《検察官》

19年確定申告後の20年3月に作成した財産債務明細に株式報酬を含む最も多額の口座を記載から除外しており、確定申告で株式報酬を除外したことの発覚を防ぐためである。

《裁判所》

平成14年から19年までに株式報酬を除く給与収入だけでも5億6千万円を申告しており、記載した1億2千万円程度では当該収入に見合わない額に留まり、発覚した場合の制裁が大きいことを考えれば無謀なものと評価せざるを得ない。株式報酬の運用先であり口座を秘匿するために財産債務明細に過少の資産のみを記載したと言う検察官の主張を採用することは出来ない。

⑥源泉徴収票の発行と株式報酬の入庫の先後関係

《検察官》

先後関係を意識していれば、後に入庫した株式報酬が源泉徴収票記載の収入 金額(支払金額)に含まれていないと考えるのが合理的である。

《裁判所》

一般的には源泉徴収票を受領したことを常に意識しているとは限らず、受領 した源泉徴収票を職場のデスクで保管していたと供述しており、その他不自然 な供述もあるが、源泉徴収票に対する乏しい知識から質問者の問題意識も分か らず答えたものとするのが自然である。

【判旨】無罪

裁判所は、小括で「過少申告の認識があると裏付ける事実関係が証拠上窺われない一方で、認識がないと解するのが自然な事実関係が存在することから、検察官の指摘する事情等を総合しても、被告人において株式報酬が源泉徴収されておらず自らの申告が過少であると認識していたと推認することはできない。」とした上で、「過少申告の認識がなかったとする被告人の供述を否定することができず、その他全証拠を検討しても、被告人にほ脱の故意があったと認めるには合理的な疑いを入れる余地があると言わざるを得ない」、として無罪を言い渡した。

【弁護人の本件総括】

本件に関与した弁護人は、会社の源泉徴収義務の可能性も被告人主張の合理性を裏付ける一事情としつつ、ほ脱の故意については検察官は消極方向(無罪)の事実は外し、積極方向(有罪)の事実のみを取り上げて評価の対象としていて、評価も論理の飛躍した推論を強引に行っているとする。

(小松正和「クレディスイス証券元部長にかかる所得税法違反無罪事件」租税 訴訟 8 巻 205—228 頁)

【控訴審】

弁護人によれば、事実誤認を理由づける新たな証拠が提出できず全ての証拠が却下され即日結審した。

検察官の主張は一審と同様で、一審は論理則・経験則に反する事実誤認をしていて「高額所得者、あるいは高額の脱税をしようとする者が細かい金額にこだわらない、低い収入を除外することないという経験則は存在せず、むしろそのような者ほど金に細かいのが、我々が日常よく経験することである」と述べ

ている。

これに対して裁判所は「高額の所得を得るものが自己の収入支出の細かいと ころまで神経を行き届かせるか、鷹揚に構えるかは個人の性格の問題であり、 検察官の言うような経験則は存在しない」と一蹴している。

また一審でも指摘されなかった点として、所得秘匿工作が行われなかったことをほ脱の故意を推認するに当たり消極に働く事実として示した。

【事案の評価】

検察官の立証は複数の間接事実からほ脱の故意を推認する方法によっている。もっぱら犯意を裏付ける積極事実を立証しているが、弁護人の言うように 消極事実も含めた全体を捉えるべきというのは立場上も難しいのではないか。 積極・消極の事実から公平に立証するのが裁判官に偏りのない印象を与えると しても、決め手となる積極的な間接事実がない中では、検察官の立場としては 積極的な間接事実を並べるしかなかったように思われる。

租税ほ脱犯は課税関係と課税要件事実を同じくしながらも、独立して悪質性を問う刑事処罰である。課税の局面で過少申告・無申告が確定しても、その中から悪質なものとして(基本的には多額なものが選別される)告発・起訴され、刑事罰の対象となるには故意があり「偽りその他不正の行為」という実行行為があったという認定が更に必要となり、厳密な立証が求められる。

(2) クラブ経営者事件 大阪地裁平成26年11月10判決 D1-LAW28224753 大阪高裁平成27年11月20日判決 D1-LAW28234184

【公訴事実】

被告人はクラブXにおいてホステスに対する報酬の支払をする源泉徴収義 務者であるが、ホステスに報酬を支払った際、これらの従業員に対する給与に ついて所得税として源泉徴収し納付すべきところ納付しなかったものである。

【事案の概要】

クラブ X において、A がオーナーママと呼ばれ営業面でのトップに、被告人は社長という肩書きで黒服と呼ばれる裏方のトップにあった。検察官は、A と被告人が X の共同経営者として認定しつつ、被告人が源泉徴収義務者として納付すべき所得税を納付しなかったというものである。A は源泉徴収義務であるとしつつ、納付すべき所得税を納付しなかった事実の認識及び認容に欠けるとして被告人の単独正犯として起訴している。なお、捜査の過程では被告人の強い要望があり A に対する積極的な調査は行われなかった。

【当事者の主張】

《検察官》

- ・利得の状況については、Aの利得は月額500万円と多額であるが、クラブのような特殊な業界では報酬の多寡が共同経営者性を否定する要因とはならない。
- ・従業員の採用については、被告人がホステス等の雇用及び解雇について A に報告をして最終的な了解を得た上で被告人が決定をしたとの供述があり、 A からもホステスの採用は被告人が担当しており、自らは低額のホステス を数名採用したくらいで、いずれにしても最終的な採否の決定権限は被告人 にあるとの供述がある。
- ・被告人が X の共同経営者であることを認めている。
- ・各種届出の名義人に被告人がなっている。
- ・よって被告人は A と X を共同経営していたから、A とともにホステス等に 対する報酬の源泉徴収義務者である。

《弁護人》

・X は A が単独で経営しており、被告人は A の従業員に過ぎず源泉徴収義務を負う立場にはない。

【争点】

・本件の主たる争点は、経営者であるかを前提に源泉徴収義務の有無である。

【判旨】無罪

- ・源泉徴収義務は原則として雇用関係や請負契約等の債権債務関係を意味する。
- ・被告人が X の経営者といえるか検討すると、①被告人の X における利得は A の5分の1かそれ以下に留まり、A の待遇は経営者と考えなければ合理的 でないが、被告人は幹部従業員のトップと考えても合理的である、② A は幹 部ホステスの採用に裁量があったが、被告人にはそのような権限はなかった。
- ・被告人共同経営者であるとする被告人自身の供述も信用できず、その他被告 人が経営者であることを示唆する方向の事情も、それ以外の説明が十分に可 能といえる。
- ・被告人は、給与計算を黒服従業員のトップとして事実上行っていたに過ぎない から、経済的出損の効果の帰属主体とはいえず源泉徴収義務者ともいえない。
- ・X は A の単独経営であり、被告人は黒服のトップとして経理等の業務に従 事していた幹部従業員にすぎず、ホステスや黒服従業員の請負、雇用契約の 主体には当たらない。したがって被告人は源泉徴収義務者に該当しない。

【控訴審】控訴棄却

《検察官》①被告人が源泉徴収義務者ではないと判断したことは判決に影響を 及ぼす事実誤認である、②1審の認定に従っても、Aの従業員であり両罰規定 により処罰できることから、両罰規定の訴因に訴因変更手続を促すべきであり 判決に影響を及ぼす訴訟手続の法令違反がある、と述べる。

《裁判所》被告人が X の共同経営者であること、共同経営者でないとしてもホステスや黒服従業員の請負、雇用契約から源泉徴収義務者であるかとの点については、1 審の判断を支持する。

・訴因変更については、公判前整理手続等で検察官は検討する機会があったの

九州国際大学法学論集 第27巻 第1·2号合併号(2021年)

であり、検討され得たにも関わらず措置を講じなかったものであるから1審 裁判所が釈明を求めるなどの義務があったとは認められない。

・検察官は控訴審において予備的な訴因変更請求を行っているが、1審判決の 破棄を条件として破棄後に備えるものであり、破棄事由が認められないから 許可できない。

【事案の評価】

・調査段階で思い込みに捉われ、Aからの聴取等を十分に行わず全体的判断を行わなかったことが問題の出発点であるが、公判においても当初の見立てに固執し柔軟な判断を阻害したことが問題であったと思われる。

Ⅲ 租税ほ脱犯という犯罪の成立

・租税刑事事件(査察事件)がどのように事件化されて公判に至るのかを概観 する。

1. 国税局による告発から検察の起訴まで

租税は脱事件は、裁判所での公判前に、各国税局が査察調査を行い検察庁に告発する段階がある。強制調査の手続は国税犯則取締法(平成29年度改正により国税通則法に編入)で規定される。物件の捜索差押えが中心となるが、身体拘束権限はない。今では珍しくないが、検察との合同捜査は被疑者が悪質又は逃亡のおそれがある等の場合に用いられる手法で、検察官に逮捕権があることから大規模・困難な事件に活用される。

【事件の成立】

ドラマではガサ入れと呼ばれる査察着手が良く知られるが、査察事件はその

時点以前から、情報部門と呼ばれる部署で形成される。情報部門の実態は良くは分からないが、PL、BS を組立て申告と照らし脱漏の疑いが強いとして事件化するため、長ければ1年かかるものもあると思われる。大都市局の査察部では情報部門と実施部門は完全分離され、互いの動静は分からないようになっている。外部に情報が漏れないため、事件に対する予断を与えないためであるが、完成段階になって初めて両部門の責任者が実施の可否を協議・判断し情報共有することになる¹。

【着手】

査察着手は実施部門が行い、着手当日は担当部門だけでなく他部門も応援出動する。捜索箇所も数十箇所に及ぶのが通常で、車両も含め捜索箇所すべての令状を取る。臨場先には任意のところも含まれ、関与税理士からは必ず事情を聞く。反面調査先(取引先)にも臨場するが、嫌疑者との取引について供述を取るのは彼らの立場(取引に影響が生じる)を考えると厳しいと感じることもある。

【調查】

調査は強制調査当日だけではなく、その後に地道な調査が続くことになる。 そうは言っても、着手当日の捜索が事件の成否を決めることも事実である。調査は担当査察官と主査査察官(上司)とで行われる(必要に応じ担当部門の応援はある)。着手直後には押収物全ての内容確認(物読み)を行い、百を越えるダンボールの中からその後に活用する物件を抽出する。事件によるが、告発までは1年位は要する。証拠が全てなので、当日着手で十分な証拠が得られず再度令状を取って捜索(追いガサ)する場合や、先に警察に押収された物件(嫌疑者が他の容疑で捜索を受けた場合)を確認・複写に行く場合などもある。

¹ 昭和57年7月から58年7月在職当時の東京国税局査察部の状況を踏まえたものである。

【告発】

国税の「告発」は義務であり(旧国税犯則取締法 12条の2、改正後国税通則法 155条)検察官の「起訴」は任意である(刑事訴訟法 248条、起訴便宜主義)。告発に当たっては検察官との協議(告発勘案協議会)があり、ここで告発を受けることができる事件かどうかを決める。事前の協議があることで実質的に告発と起訴の一致が認められる(それでも検察捜査その他の事情により告発受理されたものが起訴されない場合がある)。

【起訴】

このように、国税局における慎重かつ徹底的な捜索・証拠収集と検察との連携により、犯罪嫌疑は固められ起訴される。

2. 裁判所における公判審理

(1) 裁判体の構成

東京地方裁判所では租税ほ脱事件を集中的に扱う租税専門部(刑事8部)に 事件配点される。かつての刑事25部・財政経済部(税法の外粉飾事件等も含む) から租税に特化した部門である²。

職員構成は、裁判官、書記官、速記官(その後録音反訳の動きがあり合理化された可能性)のほか租税専門部として裁判所調査官が配置されている。裁判所調査官の職務は裁判所法に定められていて、東京地裁と大阪地裁にそれぞれ行政部2名(現在大阪は1名)、刑事部1名ずつ国税庁からの出向で配置されている。

◇裁判所法 57 条

①最高裁判所、各高等裁判所及び各地方裁判所に裁判所調査官を置く。

² 平成6年から8年まで裁判所調査官として勤務した当時の状況である。

②裁判所調査官は、裁判官の命を受けて、事件(地方裁判所においては工業所有権又は租税に関する事件に限る)の審理及び裁判に関して必要な調査をつかさどる。

(2) 公判のプロセス

【冒頭】

- ・裁判官が人定質問を行い被告人の住所・氏名を確認する。
- ・検察官が冒頭陳述として公訴事実を読み上げる。起訴状一本主義で裁判官に 予断を与えないために犯罪構成要件に該当する最低限の犯罪事実のみを述べ る。
- ・被告人に検察官の述べる公訴事実を認めるかの確認が裁判官からある。
- ・弁護人は被告人の認否を追認するかの確認を裁判官から求められる。

【公判審理】

・審理が進められ、裁判官、検察官、弁護人とのやり取りがある。犯罪事実を 認める者(是認)は情状が主となるが、犯罪事実を認めない者(否認)は犯 罪事実自体の成否を争う。

【結審】

- ・検察官は論告求刑で罪状を再度確認し求刑を行う。この時に、「脱税犯は法定 犯から自然犯へと社会的に非難される犯罪となり、申告納税制度を崩壊させ 国民の納税道義に脅威を与えるものである| 趣旨の主張がなされる(当時は)。
- ・弁護人の最終弁論が行われ判決公判を待つ。外国人在留者のオーバーステイ

裁判、あるいは薬物犯罪でも定型的なものだと審理即結審で判決に至る場合 もあるが、租税ほ脱犯では別途期日が取られるのが通常である。

(3) 公判の現状

平成6年から8年の該当期間に傍聴した公判を概観するといくつかの特色が見られる。事件は当該期間当時のものであり経済・社会の状況を受ける(バブルの影響から大型事件が散見される)ことを踏まえた上で、事件を業種、犯則形態、判決内容等の各視点から横断的に見ると以下のようになる。

ここでの内容は拙稿「租税刑事事件の諸相 - 制度と運用 -」(九州国際大学法学論集第24巻1・2号合併号)の記述と重複するが、本稿の理解にも資すると思うので、巻末の『事件簿』を含め再掲する。『事件簿』は、平成6年から平成8年までの公判を網羅して、事件ごとには脱所得額、ほ脱税額、ほ脱割合などの情状と懲役刑、罰金刑の内容を整理している。

【業種等】

- ・絵画取引(3件)やゴルフ場開発(3件)などバブルの後遺症と思われる事件がいくつかあり租税ほ脱額も最大級となっている。
- ・製造業が多いが(電線関連、内装工事、石材など同一業種あり)、①パチンコ関係、ゲーム喫茶等の賭博・遊戯関係、②ファッションヘルス、テレクラ等の性風俗、③学習塾、④劇団、⑤医者、⑥弁護士、⑦相場士、⑧占い師、⑨通信販売業、⑩ゲームソフト制作会社、⑪政治家、⑫競馬予想屋、⑬飲食業など多岐に亘っている。査察官の時の経験と照し合せれば、現金商売(風俗関係など)のように資金管理に問題がある業種、取引先からのリベート要求が契機となるものなど何らかの誘因が犯則実行に繋がることが多い。

【争点】

・土地・株式の譲渡では帰属主体(個人・法人)が争われることが多い。個人

で起訴された場合は法人帰属を、法人で起訴された場合は個人帰属を主張することになるが、この場合、主張する帰属で申告している場合と個人・法人ともに申告していない無申告の場合がある。

- ・損益の計上時期が争われることも多い。売上除外・経費架空計上のようにそ もそも申告自体がなされていない場合はともかく、何らかの計上をしている 場合は事実を覆す積極的な立証が必要となる。
- ・ほ脱の犯意(故意)がないと予備的に主張されることも多い。

【動機】

- ・①法人税法違反では会社の将来に不安を感じてという不満が多い、②賭博関係等の違法業種では自分が表に立てないためという理由も主張される、③土地取引では取引価格の規制のため超過分を裏金として授受されたものがある、④相続税法違反では被相続人の不正(推測)を庇うことが動機となるもの、⑤過去の生立ちから強い金銭への執着を持つ者がある。
- ・23のように他の犯罪・規制を回避するため犯則実行する場合であっても、 当然のことながらほ脱の故意は消滅しない(量刑上も情状酌量されない)。

【犯則行為】

- ・製造業では経費の架空・過大計上が多い。関係会社があるときは仕入れの水 増しが使われ、これが難しい時は給与関係が操作される(稀であるが社員了 解のもと会社ぐるみで行われることもある)。
- ・割引債券 (無記名) のように捕捉が難しいものは脱税の道具とされやすい (政治家の場合、政治献金等の資金源を政的に知られたくない理由で隠匿が行われることがあり上記動機の②③と類似する面がある)。

【否認事件】

・否認事件もいくつか見られたが、杳察調査の時から否認し続けるものもあれ

ば、公判で一転否認に転じるものもある。また、当初は否認でも検察調査の 段階で自認に転じるものもある。自認・否認は事件内容や被告人の性格にも よるが、検察で逮捕・拘留(関係者を含め)することの苦痛が自認へ導いた 点も大きいと思われる(他の犯罪歴のないのが通常の租税ほ脱犯にとって拘 留生活は耐え難く拘禁反応(心身の不適応反応)はしばしば見られる)。

【情状】

- ①重加算税を含めた税金の納付が出発点となる。
- ②法人では経理体制の改善(税理士の変更を伴うことが多い)が行われる。
- ③代表者を退くか否かは犯行態様のみでなく会社の状況にもよる。
- ④贖罪寄付が行われることがあり、情状に考慮されるようである。
- ・①④のように金銭賠償は情状に大きく影響すると思われ、財産犯としての性格が現れている。

【当局への批判】

- ・公判における被告人の供述の中で捜査当局への批判が述べられることも多い。情状酌量を意図したものか単なる鬱憤晴らしか、また全てが事実かどうか、誇張されている場合、認識の相違等もあると思われる。しかし全く根拠のないことではないであろうし、適正手続の観点からも当局は留意すべきである。
- ①供述は誘導されたものである(作文されたものである、言ったことが録取されていない、取引された、脅迫された)。
- ②証拠に手を加えられた形跡がある。
- ③査察調査に配慮が足りない(下着姿で取調べを受けた、子供の鞄を開けて内容を確認して学校に遅刻した)。
- ④税務調査がいい加減(消費税の還付審査が甘いから脱税を助長した、所得税の不正還付をした時に見逃されたので再度行った)。

- ⑤特定の団体に申告を依頼すれば税務調査は大丈夫だと聞いて行った。
- ⑥税制が良くない(交際費枠が少ない、赤字の時に面倒見てくれない)
- (7)告発をしないからと不本意な修正申告を出された。
- ⑧申告すべく税務署と話し合いを続けていたのに査察調査に入られ無申告犯と された。
 - ・①②は査察事件のみならずあってはいけないことだが、それだけに真実性は疑わしい。④は執行上の問題であり公平を阻害する要因になり得るが、被告人本人が訴える性質のものではない。情状を考慮したとも考えられるが、執行当局への警鐘にはなろう。⑥の税制の問題は主張されることも多いが、犯行の弁明にはならない(量刑に影響はない)。⑦⑧は根拠のない主張とも言えず不透明な部分である。税務署と国税局査察部とは調査の性格(任意調査・強制調査)も部署も別で、双方での協議を期待することはできない。ただ、早期の修正申告と納付は情状に考慮される可能性はある。

【被告人・弁護人・検察官の主張】

- ・被告人は、自認事件については、①脱税が割に合わないものであること、② 社会的に非難されても仕方のない重大な犯罪行為をしたことを反省する供述 をしている。
- ・弁護人も、自認事件については、①税金の納付と②反省の立証に努めているが、否認事件では、個別の争点のほか、脱税事件の特殊性(一般刑法犯とは 異なる)に言及する者もある。
- ・検察官の論告では、「脱税犯は課税権を侵害し誠実な納税者の不公平感を醸成するものである」ことから、一般予防の見地からも厳しく処断すべしとの主張がなされている。

【判決内容】

《罰金刑》

刑事事件に対する基本的な制裁は罰金である。罰金の額は裁判官の裁量により決められるが、事件を見ると一定の割合に収束している。

例えば実刑となった事件では、別添・事件簿の【事件6】ほ脱税額 15 億円 罰金 3 億円 (20%) 【事件7】ほ脱税額 3.8 億円罰金 9 千万 (24%) 円【事件 9】ほ脱税額 5.7 億円罰金 1.2 億円 (21%) また執行猶予の事件では、【事件 60】ほ脱税額 64 百万円罰金 16 百万円 (25%)【事件 17】ほ脱税額 1.2 億円罰 金 3 千万円 (25%)となっている (後掲「事件簿」より)。

このように、実刑事件、執行猶予事件に関わらず罰金はほ脱税額の20%から25%になっており、租税逋脱犯が財産犯としての側面を見て処理されていることが窺える。悪質性の評価はもっぱら懲役刑での裁判官の裁量に現れると言える。

《懲役刑》

懲役刑はかつて執行猶予が当たり前であったが、今は実刑が10%程度あり一般的なものとなっている。判断要素は脱税額のみならず、ほ脱率、脱税の手法にも及び、実行行為後の贖罪寄付等も量刑の判断に影響する。この点は一般刑事犯と変わらない。

※平成29年度から令和元年度では実刑が8/143人、7/122人、5/124人となっている。平成6年から8年の間はバブルの後遺症で大型事件が散見されることも実刑判決が多いことに影響したものと考えられる。

Ⅳ 租税刑事事件としての性格

租税刑事事件の課税事件との同質性・異質性(刑事事件)を考える。

【課税関係との同質性】

刑罰が科される租税逋脱犯も重加算税が課される課税関係も事実関係という ベースは同じである。算出税額と申告税額との差額が問題となるという同じ基 礎を共有することから、租税逋脱犯の審理に当たっても課税関係の延長線とし て刑事事件としての意識の転換ができない面があるようにも思う。

租税は脱犯では「偽りその他不正の行為」という犯罪構成要件が定められ故意が求められる点で、制度上・法律上は課税要件不充足の問題とは異なる新たな視点が求められるが、実務的にはそれほど明快な認識が持てない面もある。

租税は脱事件(査察事件)として告発・起訴されるものも基本的には課税関係から発した事案であり、その中で特に悪質・高額なものとして立件される。制度上は別物でも同質な課税関係の事案から刑事事件として抽出されたものであり、課税関係で得られた問題点に対する見方に影響されないとは言えない。

【国税との連携】

査察事件として立件する時には、刑事事件の観点から、個々の行為を洗い直しほ脱所得を絞り込む。告発する時には告発勘案協議会が開催され検察・国税の担当者間で事案の最終検討が行われる。例えば中堅国税局で年間10件立件があるとすれば、証拠が弱く公判維持が困難などの理由で2件は告発受理を拒まれる。このように絞り込まれた公判での有罪率が100%に近いのは当然だともいえる。その後は検察内部において公判部に引き継がれ新たな目で刑事事件としての検討が行わなければならないが、起訴までに緊密な捜査が行われただけに、捜査段階のような十分な体制が取られるかどうか不安な面もある。

【立証の問題】

立証の問題は租税刑事事件(租税ほ脱事件)の特性が現れる場面である。

[松沢智氏の見解]

松沢智『租税実体法と処罰法』(財経詳報社、昭和58年7月)では、租税実体法と租税処罰法を税額計算において共通するものがあるとしつつも、本質的に異なるものであることを強調しており、租税ほ脱犯に対しては責任説(被告人の責任を厳格に考える)の立場から立証に対しても厳格に解している。

推計課税は帳簿の不存在、帳簿の不備あるいは信憑性に欠ける場合、納税者の調査非協力等の事情があり、通常の課税(実額課税)を行うのが困難な時に使われる特殊な手法である。所得税(156条)と法人税(131条)について規定され、直接資料によらずに間接資料を用いて所得を算定する。

このように例外的に用いられる手法であり真の所得額と乖離するおそれもあることから、課税所得の計算においても補充的・例外的な計算方法であり「推計の必要性」及び「推計方法の妥当性」が要求され厳格な手続きによることになる。

松沢氏は、「推計課税の刑事処罰への適用は、「疑わしきは罰せず」の法理に 従い、推計課税(所得税法 156条、法人税法 131条)は許容されず、ほ脱所 得の算定はすべて実額計算によることが必要である」という趣旨を述べており (前掲書 25 から 28 頁)、これが一般的な見解と思われる。なお、財産増減法 は実額計算の一方法であるので許容されるとする。

[佐藤秀雄氏の見解]

これに対して、佐藤秀雄「租税逋脱訴訟における逋脱所得額の認定」税経通信(平成17年1月)41頁では、「現行租税法が推計を許容するための一定の条件を法定しているのに対して、刑事裁判においては推定の許容に関して法定の条件は存在しない」とした上で、「事実認定は証拠による(刑訴317条)、証拠評価は裁判官の自由な判断による(318条)、証拠の証明力の判断方法に自白の補強証拠(憲法38条、刑訴319条2項)以外特段の制限はない」との証拠原則を確認し、「証拠能力を備えた証拠を使用する限り、どのような証拠

からどのような事実を認定するかは裁判官に委ねられた権限に属する事柄であり、租税法上の推計要件に直接拘束される必要はなく、事実認定に際して間接的な証拠から推定を行うこと自体が禁止されるべき理由は全くない。事実に関する推定が経験則に違反せず合理的疑いの余地がない限り、その推定によって認定された事実を基礎として処罰を論じるべきである」とする。このように、佐藤氏は、刑事法独自のルール(特に課税事件ということを意識しない)で証拠評価すべきとする。

佐藤氏の見解は一見立証を緩やかに考えるものにも思えるが、合理的な立証であれば間接的な証拠からの推定も可能との趣旨のようである。問題とすべきは合理的な立証という結果であり過程ではないとするが、間接資料からの立証を推計というかどうかは措いても慎重に厳格に行うべきことに変わりはない。

[上田廣一氏の見解]

上田廣一(東京地検検事)『最近における直接国税は脱犯の諸問題』(法務総合研究所、平成6年11月:昭和63年版の増刷版)の129頁以下「第4 合理的推計計算による立証の許容性」で上記の点について氏の考え(検察の考えであるかもしれない)が述べられている。

まず氏は、「各税法の推計課税規定は課税処分のために設けられた便宜的方法にすぎず、実態的真実を至上とする刑事手続においては、同規定に基づく所得立証は許されない」とするが、その後に「しかしながら、一般の刑事事件においても状況証拠による犯罪事実の認定が行われているのであるから、ほ脱犯においても状況証拠から間接的にほ脱所得金額を認定することは許されるはずであり、これを実務では「合理的推計計算」といっている」と続ける。ここで「合理的推計計算」とは、「推計課税のための推計計算」が行政手続上所得金額について一応の立証をなすための方法であるのに対し、刑事手続における事実上の推定であり別物であるとする。

そして、最高裁昭和54年11月8日判決を挙げて、「合理的疑いをさしはさ

む余地のない程度の証明」が得られれば推計計算により所得金額を確定(認定)することは許容されるとする。これは、計算過程が類似するが課税のための推計計算がそのまま使われたのではないと考えるということだと思われる。

V 犯罪構成要件の認識

租税は脱犯も刑事犯であり、構成要件によって規定される犯罪事実を捜査段階とは別の視点で予断なく確認すべきものである。クレディスイスでは故意が否定されクラブ経営者事件では帰属が否定され無罪となった。検察の捜査、公判の状況から租税逋脱犯としての認識が十分でなかったと言えるが、起訴どおり有罪となった事案でも検察、裁判所の租税は脱犯としての認識が十分であったとは思えないと感じるものもある。

この場合、被告人にとって故意・犯罪要件の内容が不明確なものとなってしまう。立証の問題と関わるが、滞納処分妨害罪の例から考える。

【滞納処分妨害罪(国税徴収法 187 条)の事案 3】

・滞納処分妨害罪は滞納した(課税関係は確定している)税額を隠匿するなどして徴収行為を妨害するものである。滞納処分妨害罪というのが一般的であるが、滞納処分免脱罪とも言われる。広義の租税は脱犯に含まれるが(財務省の整理でも実質犯、形式犯のカテゴリー分類が曖昧なところがある)、査察部門でなく国税局徴収部特別整理部門が担当する。特に地方局では事例の集積がないこともあり、検察官主導で起訴まで行われるようである。平成8年に東京地裁刑事8部で初めて桃源社(佐々木吉之助)について立件・審理され、現在では地方を含め年に数件の立件が行われるほど一般化している。

³ 国税徵収法違反被告事件 札幌地裁平成25年3月22日判決 懲役1年6月(執行猶予4年)罰金50万円 札幌高裁平成25年10月17日 控訴棄却 最高裁 上告棄却

- ・滞納処分妨害罪は強制執行妨害罪と比較して要件解釈が行われることがある。構成要件の規定方法が似ているからと思われる(その後の改正で罰則も揃えられた)。しかし、強制執行妨害罪は公務に対する罪として規定されるのに比し、滞納処分妨害罪は国税徴収法における位置・役割から保護法益は国税債権の確保であると考えられる。また滞納処分は滞納債権完済に向けて繰上請求のように強い措置、換価の猶予のように弱い措置と緩急自在に徴収当局の判断により行われ、それぞれの状況の中でどこまで許されるかという滞納者の認識、「滞納処分の執行を免れる目的」に影響を与えるものである。
- ・刑事事件の立証方法という点では、検察官の論告で「被告人が会社名義の口座に入金すれば国税局に差押えられると考えて別口座を利用したのは当然のことであり、自然かつ合理的なものである。一般市民社会において金の支払に負(追)われた債務者が…いかなる事態となるかは社会常識に照らせば一目瞭然である」等の経験則から被告人の内心を図る言葉が随所に出てくるが、一応の推定はあっても、個別の立証が必要であろう。
- ・裁判所も1審は検察官の主張に沿ったものであったが、高裁は地裁の判決の 過程を批判しつつ、弁護人の主張に論点ごとに答え、結論としては同じ結論 に至っている。裁判所はそれなりに審理したと思えるが、強制執行妨害罪と の比較のように従来からの解釈手法に縛られている面も感じられ、それ以上 に当方の主張する独自の要件解釈論(意見書を提出)の是非にまで踏み込め ない点はあった。

刑事事件の審理としては、各行為の個別の立証は当然のこと、法の趣旨も踏まえた実態に合った解釈をすべきであると思う。

【事件簿】平成6年-8年

- ・犯行態様について、無申告と過少申告に区分した。
- ・立証方法をPLとBSに区分した。大多数はPL立証であるが、事件2,5のよう にBSもある。
- ・①②で正当所得と申告所得(虚偽の所得)に区分した。
- ・③④で政党税額と申告税額(虚偽の税額)に区分した。
- ・3-4=5は脱税額が、 $5\div3$ では脱率となり、量刑の主要な基準となる。
- ・懲役刑については、⑦年数のほか⑧実刑と執行猶予刑(実刑でないもの)に 区分した。
- ・罰金刑については、⑨罰金額とほ脱税額に対する⑩認定率を示し関係を確認 した。
- ・その他、税法違反区分、業種・業態、犯行の手口、判決内容・争点等を一部 簡記した。

I	過少・無申告	PL · BS						
	税法区分	業種	犯則行為概要					
	①正当所得額	③正当税額	⑤ほ脱税額	⑦懲役	罰金額⑨	判決日		
	②申告所得額	④申告税額	⑥ほ脱率	⑧実刑・猶予	10認定率 (9÷5)	起訴日		
			(5÷3)					
	過少申告	PL						
1	法人税法違反	ゴルフ場経営	保有株式の売却益を	除外。自己の関与を	否定、預り金と主張。			
	14,422,397千	5,748,590,100	5,748,590,100			公判中		
	408,791,775	0	100%				4.3.21	
	過少申告	BS						
2	所得税法違反	政治家秘書	国会議員の支援者か	らの裏献金収入(議	員への献金とは別) る	を除外。		
	(議員共犯分)							
正	223,410,589	119,409,900	439,850,800	2.4年	7000万円	5.3.27起訴		
	676,556,778	327,298,700	98.40%	猶予4年	9% (自己分では24%)	8.3.29判決		
申	29,796,589	4,349,100						
	26,556,778	2,508,700						
	(自己分)							
正	91,210,757	45,311,800	307,607,200	200 ①ほ脱額、ほ脱率は高額、高率。				
	71,688,177	31,552,600	98.80%	②政治スキャンダル	を恐れたことは斟酌	できない		
	216,481,555	102,012,400		③議員に従属的で自己の脱税も議員の影響がある				
	171,134,566	78,752,400		④国政に長年貢献し	てきたこと			
	120,264,813	53,408,700		⑤献金者にも問題が	あること			
申	11,710,757	965,800		⑥修正申告により完	納していること			
	11,693,177	529,600		⑦マスコミ等から制	裁を受けていること			
	11,866,547	689,500		⑧一環して反省の態	度を示していること			
	12,614,566	486,000						
	13,164,813	759,800						
	過少申告	PL						
3	法人税法違反	画廊	売上除外し、簿外仕	入や関係者への謝礼	のほか、仮名預金で質	習保。		
	678,523,428	276,675,100	274,179,600	1年	60,000,000		6.9.2	
	8,491,365	2,495,500	99.90%	猶予2年	21.80%		5.6.16	
	過少申告	PL						
4	法人税法違反	画廊	二重売買、通謀取引	、簿外取引により利	益を隠匿、簿外在庫。	として		
			留保した。在庫絵画	の評価損の主張が行	われた。			
	4,374,011,885	1,753,112,500	1,052,711,400	2年	250,000,000		7.3.30	
	1,774,581,726	700,401,100	60%	実刑	23.70%		5.12.7	
	【判決】二重売買等の	の不正経理を重ね巧妙	で悪質。脱税率は60	%と低くないが20%	台の期もある。			
	個人的利得や蓄財を	図ったものではない	ことを考慮。評価損に	は、法33条の政令の要	を件に該当せず。			

九州国際大学法学論集 第27巻 第1・2号合併号(2021年)

	過少・無申告	PL · BS		5		
	税法区分	業種	犯則行為概要			
	①正当所得額	③正当税額	⑤逋脱税額	⑦懲役	罰金額⑨	判決日
7	②申告所得額	④申告税額	⑥逋脱率	⑧実刑・猶予	⑩認定率 (9÷5)	起訴日
7						
T	過少申告	PL				
	元国会議員	2の事件と関連し、	公判分離したが、本	人死亡のため控訴棄法	ii I	
	701111111111111111111111111111111111111		2413/312207070111	TO THE PROPERTY OF	Ì	
\dashv						5.3.6一回目起訴
\dashv	無申告	PL				0.0.0
	法人税法違反	中古車販売	井 1 上地のませり7日	17 医压力器 由生期	四分ではよりません。	ž.
ь					限徒過は計上時期争	
_	6,423,750,042	1,490,999,700			300,000,000	
_	0	0	100%	実刑	20.13%	5.10.25
	無申告	PL				
7	所得税法違反	パチンコ換金	売上収入を仮名・借	名口座に入金、経費	を水増しした経費帳	を作成。
	797,131,447		386,240,500			6. 8.29
	0	0	100%	実刑	23.68%	5.11.10
7	「判決】 脱税額け高数	盾では脱索は100% :	犯行態様は収支を明め			
-			隠滅工作を行っている		VC 7 MESK CII MA	
\dashv	9 る寺相日に志貝。	判除八に刈して非証	息級エ肝で11つている	J.		
_	NO. 1. 1. 11.		İ			
_	過少申告	PL				
8		掘削残土処理			(検察は部分完成基準	
	358,990,909	144,291,800	97,432,700	1年	2400万円	7.2.13
П	120,253,249	46,859,100	67.50%	猶予3年	24.74%	5.10.5
\dashv	過少申告	PI				
	所得税法違反	 眼鏡景	株式の売却益を名義	仮生 個人名義で取	引したが宝質法人と:	 主張
J						L. JK0
\neg	077 010 610		温 仕まり	9 年	190,000,000	
\exists			還付あり		120,000,000	7.3.22
\exists	1,185,272	△4750794	100.80%	実刑		
_	1,185,272 【判決】①脱税額は高	△4750794 高額で還付まで受けて	100.80% いる②名義を使い課	実刑 税対象とならぬよう	分散を図る	7.3.22
_	1,185,272 【判決】①脱税額は高	△4750794 高額で還付まで受けて	100.80%	実刑 税対象とならぬよう	分散を図る	7.3.22
	1,185,272 【判決】①脱税額は高	△4750794 高額で還付まで受けて 者に口裏合わせをし	100.80% いる②名義を使い課	実刑 税対象とならぬよう	分散を図る	7.3.22
	1,185,272 【判決】①脱税額は高 ③本件発覚後、関係	△4750794 高額で還付まで受けて 者に口裏合わせをし	100.80% いる②名義を使い課	実刑 税対象とならぬよう	分散を図る	7.3.22
	1,185,272 【判決】①脱税額は高 ③本件発覚後、関係 新たな主張を始めた	△4750794 高額で還付まで受けて 者に口裏合わせをし。	100.80% いる②名義を使い課	実刑 税対象とならぬよう	分散を図る	7.3.22
	1,185,272 【判決】①脱税額は高 ③本件発覚後、関係 新たな主張を始めた 過少申告	△4750794 高額で還付まで受けて 者に口裏合わせをし。 。 BS	100.80% いる②名義を使い課 た④公判途中で否認い	実刑 税対象とならぬよう こ転じ捜査段階ではし	分散を図る。	7.3.22
	1,185,272 【判決】①脱税額は高 ③本件発覚後、関係 新たな主張を始めた 過少申告 法人税法違反	△4750794 高額で還付まで受けて 者に口裏合わせをし。 。 BS 建設仲介業	100.80% いる②名義を使い課 た④公判途中で否認い 建設会社から得た「	実刑 税対象とならぬよう ご転じ捜査段階ではし 断り料」「情報料」名	分散を図る なかった	7.3.22 6.2.1
	1,185,272 【判決】①脱税額は高 ③本件発覚後、関係 新たな主張を始めた 過少申告 法人税法違反 113,645,280	△4750794 高額で還付まで受けて 者に口裏合わせをし。 BS 建設仲介業 42,167,900	100.80% いる②名義を使い課 た④公判途中で否認し 建設会社から得た「 繰越欠損金	実刑 税対象とならぬよう ご転じ捜査段階ではし 断り料」「情報料」を 10月	分散を図る なかった 5目の収入を除外。 1000万円	7.3.22 6.2.1
	1,185,272 【判決】①脱税額は高 ③本件発覚後、関係 新たな主張を始めた 過少申告 法人税法違反	△4750794 高額で還付まで受けて 者に口裏合わせをし。 BS 建設仲介業 42,167,900	100.80% いる②名義を使い課 た④公判途中で否認し 建設会社から得た「 繰越欠損金	実刑 税対象とならぬよう ご転じ捜査段階ではし 断り料」「情報料」名	分散を図る なかった	7.3.22 6.2.1
10	1,185,272 【判決】①脱税額は3 ③本件発覚後、関係 新たな主張を始めた 過少申告 法人税法違反 113,645,280 △724,018	△4750794 高額で還付まで受けて 者に口裏合わせをし。 。 BS 建設仲介業 42.167,900 0	100.80% いる②名義を使い課 た④公判途中で否認し 建設会社から得た「 繰越欠損金	実刑 税対象とならぬよう ご転じ捜査段階ではし 断り料」「情報料」を 10月	分散を図る なかった 5目の収入を除外。 1000万円	7.3.22 6.2.1 6.10.7
10	1,185,272 【判決】①脱税額は3 ③本件発覚後、関係 新たな主張を始めた 過少申告 法人税法違反 113,645,280 △724,018 過少申告	△4750794 高額で還付まで受けて 者に口裏合わせをし。 。 BS 建設仲介業 42,167,900 0	100.80% いる②名義を使い課 た④公判途中で否認い 建設会社から得た「 雑越欠損金 100%	実刑 税対象とならぬよう こ転じ捜査段階ではし 断り料」「情報料」を 10月 雑予3年	分散を図る なかった i目の収入を除外。 1000万円 23.80%	7.3.22 6.2.1 6.10.7 6.3.15
10	1,185,272 【判決】①脱税額は高 ③本件発覚後、関係 新たな主張を始めた 過少申告 法人税法違反 113,645,280 △724,018 過少申告 法人税法違反	△4750794 高額で還付まで受けて 者に口裏合わせをし。 。 BS 建設仲介業 42,167,900 0 PL 画廊	100.80% いる②名義を使い課 た④公判途中で否認い 建設会社から得た「 雑越欠損金 100%	実刑 税対象とならぬよう こ転じ捜査段階ではし 断り料」「情報料」を 10月 雑予3年	分散を図る なかった 5目の収入を除外。 1000万円	7.3.22 6.2.1 6.10.7 6.3.15
110	1,185,272 【判決】①脱税額は3 ③本件発覚後、関係 新たな主張を始めた 過少申告 法人税法違反 113,645,280 △724,018 過少申告	△4750794 高額で還付まで受けて 者に口裏合わせをし。 。 BS 建設仲介業 42,167,900 0 PL 画廊	100.80% いる②名義を使い課 た④公判途中で否認い 建設会社から得た「 雑越欠損金 100%	実刑 税対象とならぬよう こ転じ捜査段階ではし 断り料」「情報料」を 10月 雑予3年	分散を図る なかった i目の収入を除外。 1000万円 23.80%	7.3.22 6.2.1 6.10.7 6.3.15
110	1,185,272 【判決】①脱税額は高 ③本件発覚後、関係 新たな主張を始めた 過少申告 法人税法違反 113,645,280 △724,018 過少申告 法人税法違反	△4750794 高額で還付まで受けて 者に口裏合わせをし。。 BS 建設仲介業 42,167,900 0 PL 画廊 入に充てていた。	100.80% いる②名義を使い課 た④公判途中で否認い 建設会社から得た「 繰越欠損金 100%	実刑 税対象とならぬよう こ転じ捜査段階ではし 断り料」「情報料」を 10月 雑予3年	分散を図る なかった i目の収入を除外。 1000万円 23.80%	7.3.22 6.2.1 6.10.7 6.3.15
110	1,185,272 【判決】①脱税額は3 ③本件発覚後、関係 新たな主張を始めた 過少申告 法人稅法違反 113,645,280 △724,018 過少申告 法人稅法違反 割引債券や商品の購 232,986,785	△4750794 高額で還付まで受けて 者に口裏合わせをし。 BS 建設仲介業 42,167,900 0 PL 画廊 入に充てていた。 90,925,000	100.80% いる②名義を使い課 た④公判途中で否認い 建設会社から得た「 繰越欠損金 100% 絵画取引に関し、売	実刑 税対象とならぬよう こ転じ捜査段階ではし 断り料」「情報料」を 10月 猶予3年 上除外、仕入水増を 10月	分散を図る なかった 1目の収入を除外。 1000万円 23.80% おこない借名口座に	7.3.22 6.2.1 6.10.7 6.3.15 入金し 6.8.16
10	1,185,272 【判決】①脱稅額は3 ③本件発覚後、関係 新たな主張を始めた 過少申告 法人稅法違反	△4750794 高額で還付まで受けて 者に口裏合わせをし。 BS 建設仲介業 42,167,900 0 PL 画廊 入に充てていた。 90,925,000	100.80% いる②名義を使い課 た④公判途中で否認い 建設会社から得た「 繰越欠損金 100% 絵画取引に関し、売	実刑 税対象とならぬよう ご転じ捜査段階ではし 断り料」「情報料」を 10月 猶予3年 上除外、仕入水増を	分散を図る なかった 1目の収入を除外。 1000万円 23.80% おこない借名口座に	7.3.22 6.2.1 6.10.7 6.3.15
110	1,185,272 【判決】①脱税額は3 ③本件発覚後、関係 新たな主張を始めた 過少申告 法人税法違反 113,645,280 △724,018 過少申告 法人税法違反 割引債券や商品の購 232,986,785 28,182,730	△4750794 膏額で還付まで受けて 者に口裏合わせをし。 BS 建設仲介業 42,167,900 0 PL 画廊 入に充てていた。 90,925,000 14,738,300	100.80% いる②名義を使い課 た④公判途中で否認い 建設会社から得た「 繰越欠損金 100% 絵画取引に関し、売	実刑 税対象とならぬよう こ転じ捜査段階ではし 断り料」「情報料」を 10月 猶予3年 上除外、仕入水増を 10月	分散を図る なかった 1目の収入を除外。 1000万円 23.80% おこない借名口座に	7.3.22 6.2.1 6.10.7 6.3.15 入金し 6.8.16
10	1,185,272 【判決】①脱税額は高 ③本件発覚後、関係 新たな主張を始めた 過少申告 法人税法違反 113,645,280 △724,018 過少申告 法人税法違反 割引債券や商品の購 232,986,785 28,182,730 過少申告	△4750794 高額で還付まで受けて 者に口裏合わせをし、。 BS 建設仲介業 42,167,900 0 PL 画廊 入に充てていた。 90,925,000 14,738,300 PL	100.80% いる②名義を使い課 た④公判途中で否認い 建設会社から得た「 鍵越欠損金 100% 絵画取引に関し、売 83.70%	実刑 税対象とならぬよう ではじ捜査段階ではし 断り料」「情報料」 名 10月 猶予3年 上除外、仕入水増を 10月 猶予3年	分散を図る なかった 5目の収入を除外。 1000万円 23.80% おこない借名口座に 1600万円	7.3.22 6.2.1 6.10.7 6.3.15 人金し 6.8.16 6.3.31
110	1,185,272 【判決】①脱税額は3 ③本件発覚後、関係 新たな主張を始めた 過少申告 法人税法違反 113,645,280 △724,018 過少申告 法人税法違反 割引債券や商品の購 232,986,785 28,182,730	△4750794 膏額で還付まで受けて 者に口裏合わせをし。 BS 建設仲介業 42,167,900 0 PL 画廊 入に充てていた。 90,925,000 14,738,300	100.80% いる②名義を使い課 た④公判途中で否認は 建設会社から得た「 繰越欠損金 100% 絵画取引に関し、売 83.70% 従兄弟と共謀してホ	実刑 税対象とならぬよう ご転じ捜査段階ではし 加り 10月 猶予3年 上除外、仕入水増を 10月 猶予3年	分散を図る。 なかった は目の収入を除外。 1000万円 23.80% おこない借名口座に。 1600万円	7.3.22 6.2.1 6.10.7 6.3.15 入金し 6.8.16 6.3.31
10	1,185,272 【判決】①脱税額は3 ③本件発覚後、関係 新たな主張を始めた 過少申告 法人稅法違反	△4750794 高額で還付まで受けて 者に口裏合わせをし。 。 BS 建設仲介業 42.167,900 0 PL 画廊 入に充てていた。 90,925,000 14,738,300 PL クラブ経営	100.80% いる②名義を使い課 た④公判途中で否認は 建設会社から得た「 繰越欠損金 100% 絵画取引に関し、売 83.70% 従兄弟と共謀してホ 事業所得の過少申告	実刑 税対象とならぬよう ご転じ捜査段階ではし 断り料」[情報料] を 10月 猶予3年 上除外、仕入水増を 10月 猶予3年 ステスの瀬泉所得税 (つまみ申告) を行	分散を図る。 なかった (目の収入を除外。 1000万円 23.80% おこない借名口座に) 1600万円	7.3.22 6.2.1 6.10.7 6.3.15 入金し 6.8.16 6.3.31
110	1,185,272 【判決】①脱税額は3 ③本件発覚後、関係 新たな主張を始めた 過少申告 法人稅法違反 113,645,280 △724,018 過少申告 法人稅法違反 割引債券や商品の購 232,986,785 28,182,730 過少申告 所得稅法違反 471,331,366	△4750794 高額で還付まで受けて 者に口裏合わせをし。 。 BS 建設仲介業 42,167,900 0 PL 画廊 入に充てていた。 90,925,000 14,738,300 PL クラブ経営	100.80% いる②名養を使い課 た④公判途中で否認い 建設会社から得た「 繰越欠損金 100% 絵画取引に関し、売 83.70% 従兄弟と共謀してホ 事業所得の過少申告 還付あり	実刑 税対象とならぬよう にじ捜査段階ではし 断り料] [情報料] を 10月 猶予3年 上除外、仕入水増を 10月 猶予3年 ステスの源泉所得税 (つまみ申告) を行 2年	分散を図る。 なかった は目の収入を除外。 1000万円 23.80% おこない借名口座に。 1600万円	7.3.22 6.2.1 6.10.7 6.3.15 入金し 6.8.16 6.3.31
110	1,185,272 【判決】①脱稅額は3 ③本件発覚後、関係 新たな主張を始めた 過少申告 法人稅法違反	△4750794 高額で還付まで受けて 者に口裏合わせをし。。 BS 建設仲介業 42,167,900 0 PL 画廊 入に充てていた。 90,925,000 14,738,300 PL クラブ経営 206,369,700 1,837,979	100.80% いる②名義を使い課 た④公判途中で否認は 建設会社から得た「 雑越欠損金 100% 絵画取引に関し、売 83.70% 従兄弟と共謀してホ 事業所得の過少申告 還付あり 99.40%	実刑 税対象とならぬよう こ転じ捜査段階ではし 10月 猶予3年 上除外、仕入水増を 10月 猶予3年 ステスの源泉所得税 (つまみ申告)を行 2年 猶予5年	分散を図る なかった 1目の収入を除外。 1000万円 23.80% おこない借名口座に 1600万円 に係る所得税及び自じったもの。 6千万円	7.3.22 6.2.1 6.10.7 6.3.15 入金し 6.8.16 6.3.31
10	1,185,272 【判決】①脱稅額は3 ③本件発覚後、関係 新たな主張を始めた 過少申告 法人稅法違反	△4750794 高額で還付まで受けて 者に口裏合わせをし。。 BS 建設仲介業 42,167,900 0 PL 画廊 入に充てていた。 90,925,000 14,738,300 PL クラブ経営 206,369,700 1,837,979	100.80% いる②名養を使い課 た④公判途中で否認い 建設会社から得た「 繰越欠損金 100% 絵画取引に関し、売 83.70% 従兄弟と共謀してホ 事業所得の過少申告 還付あり	実刑 税対象とならぬよう こ転じ捜査段階ではし 10月 猶予3年 上除外、仕入水増を 10月 猶予3年 ステスの源泉所得税 (つまみ申告)を行 2年 猶予5年	分散を図る なかった 1目の収入を除外。 1000万円 23.80% おこない借名口座に 1600万円 に係る所得税及び自じったもの。 6千万円	7.3.22 6.2.1 6.10.7 6.3.15 入金し 6.8.16 6.3.31
110	1,185,272 【判決】①脱稅額は3 ③本件発覚後、関係 新たな主張を始めた 過少申告 法人稅法違反	△4750794 高額で還付まで受けて 者に口裏合わせをし。。 BS 建設仲介業 42,167,900 0 PL 画廊 入に充てていた。 90,925,000 14,738,300 PL クラブ経営 206,369,700 1,837,979	100.80% いる②名義を使い課 た④公判途中で否認は 建設会社から得た「 雑越欠損金 100% 絵画取引に関し、売 83.70% 従兄弟と共謀してホ 事業所得の過少申告 還付あり 99.40%	実刑 税対象とならぬよう こ転じ捜査段階ではし 10月 猶予3年 上除外、仕入水増を 10月 猶予3年 ステスの源泉所得税 (つまみ申告)を行 2年 猶予5年	分散を図る なかった 1目の収入を除外。 1000万円 23.80% おこない借名口座に 1600万円 に係る所得税及び自じったもの。 6千万円	7.3.22 6.2.1 6.10.7 6.3.15 入金し 6.8.16 6.3.31
110	1,185,272 【判決】①脱税額は3 ③本件発覚後、関係 新たな主張を始めた 過少申告 法人稅法違反 113,645,280 △724,018 過少申告 法人稅法違反 割引債券や商品の購 232,986,785 28,182,730 過少申告 所得稅法違反 471,331,366 55,544,517 【論点】源泉所得稅。	△4750794 高額で還付まで受けて 者に口裏合わせをし。 BS 建設仲介業 42,167,900 0 PL 画廊 入に充てていた。 90,925,000 14,738,300 PL クラブ経営 206,369,700 1,837,979 ○不納付があり、預じ	100.80% いる②名義を使い課 た④公判途中で否認は 建設会社から得た「 雑越欠損金 100% 絵画取引に関し、売 83.70% 従兄弟と共謀してホ 事業所得の過少申告 還付あり 99.40%	実刑 税対象とならぬよう こ転じ捜査段階ではし 10月 猶予3年 上除外、仕入水増を 10月 猶予3年 ステスの源泉所得税 (つまみ申告)を行 2年 猶予5年	分散を図る なかった 1目の収入を除外。 1000万円 23.80% おこない借名口座に 1600万円 に係る所得税及び自じったもの。 6千万円	7.3.22 6.2.1 6.10.7 6.3.15 入金し 6.8.16 6.3.31
110	1,185,272 【判決】①脱税額は3 ③本件発覚後、関係 新たな主張を始めた 過少申告 法人稅法違反 113,645,280	△4750794 高額で還付まで受けて 者に口裏合わせをし。 BS 建設仲介業 42,167,900 0 PL 画廊 入に充てていた。 90,925,000 14,738,300 PL クラブ経営 206,369,700 1,837,979 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	100.80% いる②名義を使い課 た④公判途中で否認に 建設会社から得た「 繰越欠損金 100% 絵画取引に関し、売 83.70% 従兄弟と共謀してホ 事業所得の過少申告 還付あり 99.40% 金としての性格から	実刑 税対象とならぬよう こ転じ捜査段階ではし 10月 猶予3年 上除外、仕入水増を 10月 猶予3年 ステスの源泉所得税 (つまみ申告)を行 2年 猶予5年	分散を図る なかった 1目の収入を除外。 1000万円 23.80% おこない借名口座に 1600万円 に係る所得税及び自じったもの。 6千万円	7.3.22 6.2.1 6.10.7 6.3.15 入金し 6.8.16 6.3.31
110	1,185,272 【判決】①脱税額は3 ③本件発覚後、関係 新たな主張を始めた 過少申告 法人稅法違反 113,645,280 △724,018 過少申告 法人稅法違反 割引債券や商品の購 232,986,785 28,182,730 過少申告 所得稅法違反 471,331,366 55,544,517 【論点】腹東所得稅の	△4750794 高額で還付まで受けて 者に口裏合わせをし。 BS 建設仲介業 42,167,900 0 PL 画廊 入に充てていた。 90,925,000 14,738,300 PL クラブ経営 206,369,700 1,837,979 つ不納付があり、預じ PL パチンコ換金	100.80% いる②名義を使い課 た③公判途中で否認 建設会社から得た「 繰越欠損金 100% 絵画取引に関し、売 83.70% 従兄弟と共謀してホ 事業所得の過少申告 還付あり 99.40% 金としての性格から 売上除外	実刑 税対象とならぬよう こ転じ捜査段階ではし 期り料」「情報料」を 10月 猶予3年 上除外、仕入水増を 10月 猶予3年 ステスの源泉所得税 (つまみ申告)を行 2年 猶予5年 悪質性の判断が問題	分散を図る なかった 1000万円 23.80% おこない借名口座に 1600万円 に係る所得税及び自む ったもの。 6千万円	7.3.22 6.2.1 6.10.7 6.3.15 人金し 6.8.16 6.3.31 コカラション・ファット・ファット・ファット・ファット・ファット・ファット・ファット・ファット
110	1,185,272 【判決】①脱税額は3 ③本件発覚後、関係 新たな主張を始めた 過少申告 法人税法違反 113,645,280 △724,018 過少申告 法人税法違反 割引債券や商品の購 232,986,785 28,182,730 過少申告 所得税法違反 471,331,366 55,544,517 【論点】源泉所得税。 過少申告 所得税法違反	△4750794 高額で還付まで受けて 者に口裏合わせをし。。 BS 建設仲介業 42,167,900 0 PL 回廊部 入に充てていた。 90,925,000 14,738,300 PL クラブ経営 206,369,700 1,837,979 ②不納付があり、預じ PL バチンコ換金 718,765,000	100.80% いる②名義を使い課 た③公判途中で否認は 建設会社から得た「 繰越欠損金 100% 絵画取引に関し、売 83.70% 従兄弟と共謀してホ 事業所得の過少申告 還付あり 99.40% 金としての性格から 売上除外 665,911,500	実刑 税対象とならぬよう こ転じ捜査段階ではし 10月 猶予3年 上除外、仕入水増を 10月 猶予3年 ステスの源泉所得税 (つまみ申告)を行 2年 悪質性の判断が問題	分散を図る かなかった は目の収入を除外。 1000万円 23.80% おこない借名口座に 1600万円 に係る所得税及び自じったもの。 6千万円 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7.3.22 6.2.1 6.10.7 6.3.15 人金し 6.8.16 6.3.31 = 2の 7.3.3 5.12.21
11 12 13	1,185,272 【判決】①脱税額は3 ③本件発覚後、関係 新たな主張を始めた 過少申告 法人稅法違反 113,645,280 △724,018 過少申告 法人稅法違反 割引債券や商品の購 232,986,785 28,182,730 過少申告 所得稅法違反 471,331,366 55,544,517 【論点】渡泉所得稅。	△4750794 高額で還付まで受けて者に口裏合わせをし。 BS 建設仲介業 42,167,900 0 PL 画廊 入に充てていた。 90,925,000 14,738,300 PL クラブ経営 206,369,700 1,837,979 の不納付があり、預じ アナンコ換金 718,765,000 52,853,500	100.80% いる②名義を使い課 た④公判途中で否認は 建設会社から得た「 繰越欠損金 100% 絵画取引に関し、売 83.70% 従兄弟と共謀してホ 事業所得の過少申告 還付あり 99.40% 金としての性格から 売上除外 665,911,500 92.60%	実刑 税対象とならぬよう 2 転じ捜査段階ではし 10月 猶予3年 10月 猶予3年 10月 猶予3年 2 年 ステスの源泉所得税 (つまみ申告)を行 2 年 悪質性の判断が問題 1.10年(3年) 実刑	分散を図る。なかった は目の収入を除外。 1000万円 23.80% おこない借名口座に。 1600万円 に係る所得税及び自てったもの。 6 千万円 1億5千万円 (2億) 22.50%	7.3.22 6.2.1 6.10.7 6.3.15 人金し 6.8.16 6.3.31 = 2の 7.3.3 5.12.21
11 12 13	1,185,272 【判決】①脱税額は3 ③本件発覚後、関係 新たな主張を始めた 過少申告 法人稅法違反 113,645,280 △724,018 過少申告 法人稅法違反 割引債券や商品の購 232,986,785 28,182,730 過少申告 所得稅法違反 471,331,366 55,544,517 【論点】渡泉所得稅。	△4750794 高額で還付まで受けて者に口裏合わせをし。 BS 建設仲介業 42,167,900 0 PL 画廊 入に充てていた。 90,925,000 14,738,300 PL クラブ経営 206,369,700 1,837,979 の不納付があり、預じ アナンコ換金 718,765,000 52,853,500	100.80% いる②名義を使い課 た③公判途中で否認は 建設会社から得た「 繰越欠損金 100% 絵画取引に関し、売 83.70% 従兄弟と共謀してホ 事業所得の過少申告 還付あり 99.40% 金としての性格から 売上除外 665,911,500	実刑 税対象とならぬよう 2 転じ捜査段階ではし 10月 猶予3年 10月 猶予3年 10月 猶予3年 2 年 ステスの源泉所得税 (つまみ申告)を行 2 年 悪質性の判断が問題 1.10年(3年) 実刑	分散を図る。なかった は目の収入を除外。 1000万円 23.80% おこない借名口座に。 1600万円 に係る所得税及び自てったもの。 6 千万円 1億5千万円 (2億) 22.50%	7.3.22 6.2.1 6.10.7 6.3.15 人金し 6.8.16 6.3.31 = 2の 7.3.3 5.12.21

Ш	過少・無申告	PL/BS				
	違反税法区分	業種・業態	犯則行為等			
	①正当所得額	③正当税額	⑤逋脱税額	⑦懲役	罰金額⑨	判決日
	②申告所得額	④申告税額	⑥逋脱率	⑧実刑・猶予	⑩認定率 (⑨÷⑤)	
	過少申告	PL				
14	法人税法違反	不動産仲介	不動産仲介料の除外			
	265,593,646	103,674,100			12百万円	6.10.24
	0	0		猶予3年	11,60%	6.2.22
_	過少申告	PL				
15	所得税法違反		利益が増大し、架空	給料賃金、架空外注	工賃を計上して過少F	自告した。
		147,359,800				6.10.27
	40,991,596			猶予3年	21.60%	
	10,001,000	3,000,000	0010070)H 1 0 1	2110070	0.0.0
	過少申告	PL				
16	法人税法違反		業績が伸びたことか	こ 加売机注毒を計	トレア温小由生	
10	708,190,282		216,308,700			6.11.8
_	158,062,065			猶予3年	18.40%	
	100,002,000	50,517,700	19.20%	細しっ十	10.40%	0.0.20
	過少申告	DI				
10	2000年百 2000年日 2000年日	PL	好景気に乗って売上	126h782 7 1.1.2 2 40.	か月み出せまし	
17						0.11.10
			121,017,000	1年	3千万円	
	42,676,694	14,422,000	89.30%	猶予3年	24.70%	6.6.7
	過少申告					
18			外注加工費を架空計			
	1,335,262,873	498,111,900	310,560,800	2年		7.2.17
			62.30%	猶予3年	25.80%	6.6.7
	★ソフトウェアの税	務処理(外注加工費	の計上時期)			
	過少申告	PL				
19	法人税法違反	左官業	架空外注費を計上し	て過少申告。		
	542,531,510	211,901,000	189,875,400	1.6年	45百万円	6.12.20
	61,869,515	22,025,600	89.60%	実刑	23.80%	6.6.24
	過少申告	PL				
20	法人税法違反	型枠工事	取引先と通謀して外	注費および材料仕入	代を水増しして過少F	自告。
			94,299,000			7.1.13
				猶予3年	21.20%	
			1011070	31.0	2112070	011110
	過少申告	PL				
21			売り上げを除外する	************************************	1	
-1	199,735,631	73,339,800		10月	1600万円	6.12.2
	▲ 1,026,896	196,800	00 70%	猶予2年	21.90%	
	= 1,020,030	130,000	33.10/0	7D 1 2 T	21.90/0	0.1.10
	過少申告	PL				
90	適少甲盲 法人税法違反		瓜珠却の かかりん	オスダーナポタナが		
22	伝八悦広単以	進学予備校	受講科の一部を研外		匿した上過少申告した 1600=111	6.11.8
			98.60%	猶予3年	25%	6.7.18
	NI (b. ch. th.	D.				
0.5	過少申告	PL		manufacture of the second	1 1 2 7 7 2 1 2 1	
23	法人税法違反	土木請負業	架空外注費や架空労		より所得秘匿して過失	
				10月		6.10.28
				猶予3年	37.50%	6.7.21

九州国際大学法学論集 第27巻 第1・2号合併号(2021年)

V	過少・無申告i	PL/BS				
	税法違反区分	業種・業態	犯則行為等			
	①正当所得額	③正当税額	⑤逋脱税額	⑦懲役	罰金額⑨	判決日
	②申告所得額	④申告税額	⑥逋脱率	⑧実刑・猶予	10認定率 (9÷5)	
\neg	© I DITTIGUE	O T LI DEBA	⊙xiiint	©X/// 16.1	SINDAL I (O · O)	REWI H
	過少申告	PL				
24	法人税法違反	建築足場	経理部長の妻と共謀	し、売上除外、仕入	繰上計上等で過少申	告
	2,331,529,430	863,912,000	739,871,500	2年	1億8千万円	8.3.15
	358,538,499	124,040,500	85.60%	実刑	24.30%	6.7.22
	妻が実行し自分は利	益の指示をしただけ	と主張し、概括的故意	意論が問題となった。		
_						
_	過少申告	PL				
25	法人税法違反	建築工事請負			所得を秘匿した上、	
			46,022,200		1000万円	6.12.12
			43.40%	猶予2年	21.70%	6.7.25
_						
_	過少申告	PL				
26	法人税法違反	不動産売買			秘匿した上過少申告。	
4			118,764,200		1400万円	6.12.20
_			29.80%	猶予3年	11.80%	6.7.27
4	VI .ttt.	TOY.				
0.5	過少申告	PL	+ 1 FA 61 to 1810 1 1	**************************************	at ada da	
27	法人税法違反	栄養補助食品		所得を秘匿した上過		I
_	629,875,794	241,376,200	161,440,900		4000万円	7.4.7
	213,929,127	79935300	66.80%	猶予3年	24.80%	6.11.11
_						
00	法人税法違反		758845*# () 44*#)	マムリサーキャロの	日日をはいる小中生	
) 左 人 柷 汪 : 萬 D	ゴルフクラブ	顧問开護士と共謀し	、子会社株式売却の	帰属を偽り過少甲告	
20				0.45 40.05		7.0.004>##.1.
20	4,195,361,428	1,610,235,100	1,551,522,000	2.4年、弁2.6年	3億1千万円主犯	7.8.22弁護士
20			1,551,522,000	2.4年、弁2.6年 本人否認実刑、		8.4.23代表者
20	4,195,361,428 316,556,907	1,610,235,100	1,551,522,000 96.30%	本人否認実刑、	3億1千万円主犯 弁護士自認猶予20%	
20	4,195,361,428 316,556,907 【公判】弁護士は自計	1,610,235,100 58,713,100 忍したため、公判分剛	1,551,522,000 96.30%	本人否認実刑、	3億1千万円主犯 弁護士自認猶予20%	8.4.23代表者
	4,195,361,428 316,556,907 【公判】弁護士は自記 過少申告	1,610,235,100 58,713,100 忍したため、公判分闘 PL	1,551,522,000 96.30% まして先に判決が出た	本人否認実刑、 。所得税申告はある	3億1千万円主犯 弁護士自認猶予20%	8.4.23代表者 6.10.4
	4,195,361,428 316,556,907 【公判】弁護士は自記 過少申告 法人税法違反	1,610,235,100 58,713,100 8したため、公判分間 PL 建築積算	1,551,522,000 96.30% して先に判決が出た 架空の給料手当を計	本人否認実刑、 。所得税申告はある 上するなどの方法に	3億1千万円主犯 弁護士自認猶予20% 。 。 より所得秘匿し過少	8.4.23代表者 6.10.4
	4,195,361,428 316,556,907 【公判】弁護士は自記 過少申告 法人税法違反 934235963	1,610,235,100 58,713,100 るしたため、公判分離 PL 建築積算 356378200	1,551,522,000 96.30% まして先に判決が出た 架空の給料手当を計 68915900	本人否認実刑、 。所得税申告はある 上するなどの方法に 8月	3億1千万円主犯 弁護士自認猶予20% 。 。 より所得秘匿し過少 1400万円	8.4.23代表者 6.10.4 申告 7.1.9
	4,195,361,428 316,556,907 【公判】弁護士は自記 過少申告 法人税法違反	1,610,235,100 58,713,100 8したため、公判分間 PL 建築積算	1,551,522,000 96.30% まして先に判決が出た 架空の給料手当を計 68915900	本人否認実刑、 。所得税申告はある 上するなどの方法に	3億1千万円主犯 弁護士自認猶予20% 。 。 より所得秘匿し過少	8.4.23代表者 6.10.4 申告 7.1.9
	4,195,361,428 316,556,907 【公判】弁護士は自記 過少申告 法人税法違反 934235963	1,610,235,100 58,713,100 るしたため、公判分離 PL 建築積算 356378200	1,551,522,000 96.30% まして先に判決が出た 架空の給料手当を計 68915900	本人否認実刑、 。所得税申告はある 上するなどの方法に 8月	3億1千万円主犯 弁護士自認猶予20% 。 。 より所得秘匿し過少 1400万円	8.4.23代表者 6.10.4 申告 7.1.9
	4,195,361,428 316,556,907 【公判】弁護士は自記 過少申告 法人稅法違反 934235963 481472094	1,610,235,100 58,713,100 2したため、公判分離 PL 建築積算 356378200 287462300	1,551,522,000 96.30% まして先に判決が出た 架空の給料手当を計 68915900	本人否認実刑、 。所得税申告はある 上するなどの方法に 8月	3億1千万円主犯 弁護士自認猶予20% 。 。 より所得秘匿し過少 1400万円	8.4.23代表者 6.10.4 申告 7.1.9
30	4,195,361,428 316,556,907 【公判】弁護士は自計 過少申告 法人稅法違反 934235963 481472094 過少申告	1,610,235,100 58,713,100 8したため、公判分離 PL 建築積算 356378200 287462300 PL	1,551,522,000 96.30% 記して先に判決が出た 架空の給料手当を計 68915900 19.30%	本人否認実刑、 。所得税申告はある 上するなどの方法に 8月 発予2年	3億1千万円主犯 弁護士自認猶予20% 。 。 より所得秘匿し過少 1400万円 20.50%	8.4.23代表者 6.10.4 申告 7.1.9 6.10.3
330	4,195,361,428 316,556,907 【公判】弁護士は自計 過少申告 法人稅法違反 934235963 481472094 過少申告 法人稅法違反	1,610,235,100 58,713,100 8したため、公判分離 PL 建築積算 356378200 287462300 PL トンネルエ事	1,551,522,000 96.30% して先に判決が出た 架空の給料手当を計 68915900 19.30% 完成工事高を除外、	本人否認実刑、 。所得税申告はある 上するなどの方法に 8月 猶予2年 人件費を架空計上す	3億1千万円主犯 弁護士自認発予20% 。 。 より所得秘匿し過少 1400万円 20.50% るなど所得秘匿し過	8.4.23代表者 6.10.4 申告 7.1.9 6.10.3
330	4,195,361,428 316,556,907 [公判] 弁護士は自計 過少申告 法人稅法違反 934235963 481472094 過少申告 法人稅法違反 289,440,579	1,610,235,100 58,713,100 8したため、公判分削 PL 建築積算 356378200 287462300 PL トンネル工事 111,400,700	1,551,522,000 96,30% して先に判決が出た 架空の給料手当を計 68915900 19,30% 完成工事高を除外、 71,412,600	本人否認実刑、 。所得税申告はある 上するなどの方法に 8月 猶予2年 人件費を架空計上す 10月	3億1千万円主犯 弁護士自認第予20% 。 より所得秘匿し過少 1400万円 20.50% るなど所得秘匿し。過 1800万円	8.4.23代表者 6.10.4 申告 7.1.9 6.10.3 少申告 7.2.27
330	4,195,361,428 316,556,907 【公判】弁護士は自計 過少申告 法人稅法違反 934235963 481472094 過少申告 法人稅法違反	1,610,235,100 58,713,100 8したため、公判分離 PL 建築積算 356378200 287462300 PL トンネルエ事	1,551,522,000 96,30% して先に判決が出た 架空の給料手当を計 68915900 19,30% 完成工事高を除外、 71,412,600	本人否認実刑、 。所得税申告はある 上するなどの方法に 8月 猶予2年 人件費を架空計上す	3億1千万円主犯 弁護士自認発予20% 。 。 より所得秘匿し過少 1400万円 20.50% るなど所得秘匿し過	8.4.23代表者 6.10.4 申告 7.1.9 6.10.3 少申告 7.2.27
30	4,195,361,428 316,556,907 【公判】弁護士は自記 過少申告 法人稅法違反 934235963 481472094 過少申告 法人稅法違反 289,440,579 105,948,247	1,610,235,100 58,713,100 8したため、公判分削 PL 建築積算 356378200 287462300 PL トンネル工事 111,400,700	1,551,522,000 96,30% して先に判決が出た 架空の給料手当を計 68915900 19,30% 完成工事高を除外、 71,412,600	本人否認実刑、 。所得税申告はある 上するなどの方法に 8月 猶予2年 人件費を架空計上す 10月	3億1千万円主犯 弁護士自認第予20% 。 より所得秘匿し過少 1400万円 20.50% るなど所得秘匿し。過 1800万円	8.4.23代表者 6.10.4 申告 7.1.9 6.10.3 少申告 7.2.27
31	4,195,361,428 316,556,907 【公判】弁護士は自計 過少申告 法人稅法違反 934235963 481472094 過少申告 法人稅法違反 289,440,579 105,948,247 過少申告	1,610,235,100 58,713,100 8したため、公判分離 PL 建築積算 356378200 287462300 PL トンネル工事 111,400,700 39,988,100 PL	1,551,522,000 96.30% して先に判決が出た 架空の給料手当を計 68915900 19.30% 完成工事高を除外、 71,412,600 64.10%	本人否認実刑、 。所得税申告はある 上するなどの方法に 8月 猶予2年 人件費を架空計上す 10月 競予3年	3億1千万円主犯 弁護士自認発予20% 。 。 より所得秘匿し過少 [1400万円 20.50% るなど所得秘匿し過 300万円 25.30%	8.4.23代表者 6.10.4 申告 7.1.9 6.10.3 少申告 7.2.27
31	4,195,361,428 316,556,907 【公判】弁護士は自記 過少申告 法人稅法違反 934235963 481472094 過少申告 法人稅法違反 289,440,579 105,948,247	1,610,235,100 58,713,100 さしたため、公判分離 PL 建築積算 356378200 287462300 PL トンネル工事 111,400,700 39,988,100	1,551,522,000 96.30% して先に判決が出た 架空の給料手当を計 68915900 19.30% 完成工事高を除外、 71,412,600 64.10%	本人否認実刑、 。所得税申告はある 上するなどの方法に 8月 猶予2年 人件費を架空計上す 10月 遵予3年 倒金、特別交際費が	3億1千万円主犯 弁護士自認発予20% 。 より所得秘匿し過少 1400万円 20.50% るなど所得秘匿し。 1800万円 25.30%	8.4.23代表者 6.10.4 申告 7.1.9 6.10.3 少申告 7.2.27
30	4,195,361,428 316,556,907 【公判】弁護士は自計 過少申告 法人稅法違反 934235963 481472094 過少申告 法人稅法違反 289,440,579 105,948,247 過少申告	1,610,235,100 58,713,100 8したため、公判分解 PL 建築積算 356378200 287462300 PL トンネルエ事 111,400,700 39,988,100 PL パチンコ景品	1,551,522,000 96,30% 主して先に判決が出た 架空の給料手当を計 68915900 19,30% 完成工事高を除外、 71,412,600 64,10% 事業所得について貸 減価償却の主張があ	本人否認実刑、 。所得税申告はある 上するなどの方法に 8月 猶予2年 人件費を架空計上す 10月 競予3年 倒金、特別交際費が り、原価償却の主張	3億1千万円主犯 弁護士自認発予20% 。 より所得秘匿し過少 1400万円 20.50% るなど所得秘匿し。 1800万円 25.30%	8.4.23代表者 6.10.4 申告 7.1.9 6.10.3 少申告 7.2.27
31	4,195,361,428 316,556,907 [公判] 弁護士は自記 過少申告 法人稅法違反 934235963 481472094 過少申告 法人稅法違反 289,440,579 105,948,247 過少申告 而得稅法違反	1,610,235,100 58,713,100 さしたため、公判分離 PL 建築積算 356378200 287462300 PL トンネルエ事 111,400,700 39,988,100 PL パチンコ最品 336,587,000	1,551,522,000 96.30% 追して先に判決が出た 架空の給料手当を計 68915900 19.30% 完成工事高を除外、 71,412,600 64.10% 事業所得について貸 減価償却の主張があ 331,690,900	本人否認実刑、 。所得税申告はある 上するなどの方法に 8月 猶予2年 人件費を架空計上す 10月 競予3年 倒金、特別交際費が り、原価償却の主張	3億1千万円主犯 弁護士自認第予20% 。 より所得秘匿し過少 1400万円 20.50% るなど所得秘匿し過 1800万円 25.30% 不動産所得について は認容。 8500万円	8.4.23代表者 6.10.4 申告 7.1.9 6.10.3 少申告 7.2.27 6.10.5
330	4,195,361,428 316,556,907 【公判】弁護士は自計 過少申告 法人稅法違反 934235963 481472094 過少申告 法人稅法違反 289,440,579 105,948,247 過少申告 所得稅法違反 703,728,604 30,637,165	1,610,235,100 58,713,100 さしたため、公判分離 PL 建築積算 356378200 287462300 PL トンネルエ事 111,400,700 39,988,100 PL パチンコ最品 336,587,000	1,551,522,000 96.30% 起して先に判決が出た 架空の給料手当を計 68915900 19.30% 完成工事高を除外、 71,412,600 64.10% 事業所得について貸 減価償却の主張があ 331,690,900 98.50%	本人否認実刑、 。所得税申告はある 上するなどの方法に 8月 猶予2年 人件費を架空計上す 10月 猶予3年 倒金、特別交際費が り、原価償却の主張 2年 猶予4年	3億1千万円主犯 弁護士自認発予20% より所得秘匿し過少 1400万円 20.50% るなど所得秘匿し過 1800万円 25.30% 不動産所得について は認容。 8500万円	8.4.23代表者 6.10.4 申告 7.1.9 6.10.3 少申告 7.2.27 6.10.5
330	4,195,361,428 316,556,907 【公判】弁護士は自記 過少申告 法人稅法違反 934235963 481472094 過少申告 法人稅法違反 289,440,579 105,948,247 過少申告 所得稅法違反 703,728,604 30,637,165 【判決】ほ脫額は3+	1,610,235,100 58,713,100 さしたため、公判分離 PL 建築積算 356378200 287462300 PL トンネル工事 111,400,700 39,988,100 PL パチンコ景品 336,587,000 4,987,600	1,551,522,000 96.30% して先に判決が出た 架空の給料手当を計 68915900 19.30% 完成工事高を除外、 71,412,600 64.10% 事業所得について貸 減価償却の主張があ 331,690,900 98.50% りほ脱率も98.5%と高	本人否認実刑、 。所得税申告はある 上するなどの方法に 8月 猶予2年 人件費を架空計上す 10月 猶予3年 倒金、特別交際費が り、原価償却の主張 2年 2年 2年 2年 2年 2年 2年 3年	3億1千万円主犯 弁護士自認発予20% より所得秘匿し過少 1400万円 20.50% るなど所得秘匿し過 1800万円 25.30% 不動産所得について は認容。 8500万円	8.4.23代表者 6.10.4 申告 7.1.9 6.10.3 少申告 7.2.27 6.10.5
31	4,195,361,428 316,556,907 【公判】弁護士は自記 過少申告 法人稅法違反 934235963 481472094 過少申告 法人稅法違反 289,440,579 105,948,247 過少申告 所得稅法違反 703,728,604 30,637,165 【判決】ほ脫額は3+	1,610,235,100 58,713,100 8したため、公判分離 PL 建築積算 356378200 287462300 PL トンネルエ事 111,400,700 39,988,100 PL パチンコ最品 336,587,000 4,987,600 意を超える高額であり	1,551,522,000 96.30% して先に判決が出た 架空の給料手当を計 68915900 19.30% 完成工事高を除外、 71,412,600 64.10% 事業所得について貸 減価償却の主張があ 331,690,900 98.50% りほ脱率も98.5%と高	本人否認実刑、 。所得税申告はある 上するなどの方法に 8月 猶予2年 人件費を架空計上す 10月 猶予3年 倒金、特別交際費が り、原価償却の主張 2年 2年 2年 2年 2年 2年 2年 3年	3億1千万円主犯 弁護士自認発予20% より所得秘匿し過少 1400万円 20.50% るなど所得秘匿し過 1800万円 25.30% 不動産所得について は認容。 8500万円	8.4.23代表者 6.10.4 申告 7.1.9 6.10.3 少申告 7.2.27 6.10.5
30	4,195,361,428 316,556,907 【公判】弁護士は自記 過少申告 法人稅法違反 934235963 481472094 過少申告 法人稅法違反 289,440,579 105,948,247 過少申告 所得稅法違反 703,728,604 30,637,165 【判決】ほ脫額は3+	1,610,235,100 58,713,100 8したため、公判分離 PL 建築積算 356378200 287462300 PL トンネルエ事 111,400,700 39,988,100 PL パチンコ最品 336,587,000 4,987,600 意を超える高額であり	1,551,522,000 96.30% して先に判決が出た 架空の給料手当を計 68915900 19.30% 完成工事高を除外、 71,412,600 64.10% 事業所得について貸 減価償却の主張があ 331,690,900 98.50% りほ脱率も98.5%と高	本人否認実刑、 。所得税申告はある 上するなどの方法に 8月 猶予2年 人件費を架空計上す 10月 猶予3年 倒金、特別交際費が り、原価償却の主張 2年 2年 2年 2年 2年 2年 2年 3年	3億1千万円主犯 弁護士自認発予20% より所得秘匿し過少 1400万円 20.50% るなど所得秘匿し過 1800万円 25.30% 不動産所得について は認容。 8500万円	8.4.23代表者 6.10.4 申告 7.1.9 6.10.3 少申告 7.2.27 6.10.5
31 32	4,195,361,428 316,556,907 【公判】弁護士は自計 過少申告 法人税法違反 934235963 481472094 過少申告 法人税法違反 289,440,579 105,948,247 過少申告 所得税法違反 703,728,604 30,637,165 【判決】ほ脱額は34 ていること、暴力団	1,610,235,100 58,713,100 8したため、公判分離 PL 建築積算 356378200 287462300 PL トンネルエ事 111,400,700 39,988,100 PL パチンコ最品 336,587,000 4,987,600 意を超える高額であり	1,551,522,000 96.30% 追して先に判決が出た 架空の給料手当を計 68915900 19.30% 完成工事高を除外、 71,412,600 64.10% 事業所得について貸 減価償却の主張があ 331,690,900 98.50% と記念を切ったこと	本人否認実刑、 。所得税申告はある 上するなどの方法に 8月 競予2年 人件費を架空計上す 10月 瀬予3年 倒金、特別交際費が り、原価償却の主張 2年 発予4年 率であるが、3期分 となど総合考慮。	3億1千万円主犯 弁護士自認発予20% より所得秘匿し過少 1400万円 20.50% るなど所得秘匿し過 1800万円 25.30% 不動産所得について は認容。 8500万円	8.4.23代表者 6.10.4 申告 7.1.9 6.10.3 少申告 7.2.27 6.10.5
31 32	4,195,361,428 316,556,907 【公判】弁護士は自計過少申告法人税法違反 934235963 481472094 過少申告法人税法違反 289,440,579 105,948,247 過少申告所得税法違反 703,728,604 30,637,165 【判決】ほ脱額は34 ていること、暴力団無申告	1,610,235,100 58,713,100 2したため、公判分離 PL 建築積算 356378200 287462300 PL トンネル工事 111,400,700 39,988,100 PL パチンコ最品 336,587,000 4,987,600 意を超える高額であり とつながりのある換	1,551,522,000 96.30% 追して先に判決が出た 架空の給料手当を計 68915900 19.30% 完成工事高を除外、 71,412,600 64.10% 事業所得について貸 減価償却の主張があ 331,690,900 98.50% と記念を切ったこと	本人否認実刑、 。所得税申告はある 上するなどの方法に 8月 猶予2年 人件費を架空計上す 10月 猶予3年 倒金、特別交際費が 90、原価償却の主張 2年 猶予4年 率であるが、3期分 たなど総合考慮。 に委譲し他人が経営	3億1千万円主犯 弁護士自認発予20% より所得秘匿し過少 1400万円 20.50% 3など所得秘匿し過 1800万円 25.30% 不動産所得について は認容。 8500万円 25.60% の修正申告をし本税	8.4.23代表者 6.10.4 申告 7.1.9 6.10.3 少申告 7.2.27 6.10.5
31 32	4,195,361,428 316,556,907 【公判】弁護士は自記 過少申告 法人税法違反 934235963 481472094 過少申告 法人稅法違反 289,440,579 105,948,247 過少申告 所得稅法違反 703,728,604 30,637,165 【判決】ほ脱額は34 ていること、暴力団 無申告 所得稅法違反	1,610,235,100 58,713,100 8したため、公判分離 PL 建築積算 356378200 287462300 PL トンネルエ事 111,400,700 39,988,100 PL パチンコ景品 336,587,000 4,987,600 意を超える高額であし とつながりのある換 ゲーム喫茶	1,551,522,000 96.30% して先に判決が出た 架空の給料手当を計 68915900 19.30% 完成工事高を除外、 71,412,600 64.10% 事業所得について貸 減価償却の主張があ 331,690,900 98.50% しほ脱率も8.5%と高 金所と縁を切ったこと 営業権を営業責任者 212,134,000	本人否認実刑、 。所得税申告はある 上するなどの方法に 8月 猶予2年 人件費を架空計上す 10月 猶予3年 倒金、特別交際費が 90、原価償却の主張 2年 猶予4年 率であるが、3期分 たなど総合考慮。 に委譲し他人が経営	3億1千万円主犯 弁護士自認第予20% 。 。 より所得秘匿し過少 1400万円 20.50% るなど所得秘匿し過少 1800万円 25.30% 不動産所得について は認容。 8500万円 25.60% の修正申告をし本税	8.4.23代表者 6.10.4 申告 7.1.9 6.10.3 少申告 7.2.27 6.10.5

V	過少・無申告	PL · BS				
	違反税法区分	業種・業態	犯則行為等			
	①正当所得額	③正当税額	⑤逋脱税額	⑦懲役	罰金額⑨	判決日
_	②申告所得額	④申告税額	⑥逋脱率	⑧実刑・猶予		起訴日
					•	
	過少申告	PL				
34	法人税法違反	土木建築請負	架空労務費を計上す	るなどの方法により)所得秘匿し過少申告	
	1,693,909,494	662,071,900	486,559,800	1.4年	1億1千万円	7.3.27
	467,941,563	175,512,100	73.40%	実刑	22,60%	6.10.26
		「半」本 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	5け真媚 真索である	が 罰金類は宝刑国	耳例群と比較対照して(FLいことも老庸し
		TTIKA DUDUK	(は)回じ(回十 (の)の	が、 副亚酸は天川市	POINT CRUEX AT INCOC	以いこと 0 分級 0
	過少申告	PL				
35	法人税法違反	庭園緑化			こり所得秘匿し過少申行	
	267,427,109	98,881,700	88,576,600		2300万円	7.3.20
	32,205,867	10,305,100	89.50%	猶予3年	26.10%	6.11.9
	過少申告	PL				
36	所得税法違反	パチンコ業)所得秘匿して過少申行	
	356,057,092	162,127,200	142,017,800		3600万円	7.4.10
	72,008,268	20,109,400	87.50%	猶予3年	25.30%	6.11.9
	過少申告	PL				
37	法人税法違反	機械器具工事	架空外注加工費を計			
	362,987,382	134,518,300	77,322,800		1900万円	7.4.7
	156,792,346	57,195,500		猶予2年	24,60%	6.11.9
	過少申告	PL				
38	法人税法違反	遊技場経営	パチンコ店の売上を	除外するなどにより)所得秘匿して過少申行	与
	963,834,284	339,593,200	102,265,200	10月	2500万円	7.3.17
	691,127,113	237,328,000	30.10%	猶予3年	24.50%	6.11.25
	過少申告	PL			`	
39	法人税法違反	運送業者	タイヤなど架空消耗	品費を計上するなと	三所得秘匿して過少申4	与
	259,602,929	190,187,200	186,295,300	1.6年	4500万円	7.6.16
	22,427,338	3,891,900	97.90%	猶予4年	24.10%	6.12.2
	過少申告	PL			·	
40	所得税法違反	産婦人科医	自由診療収入の一部	を除外するなど所得	昇秘匿して過少申告	
	291,777,883	124,048,000	96,949,000	1年	2400万円	7.5.16
	97,666,126	27,099,000	78.10%	猶予3年	24.70%	6.12.15
	過少申告	PL			•	
41	法人税法違反	建築現場警備	架空の雑給を計上す	るなど所得秘匿して	過少申告	
	237,911,310	87,577,600	48,364,500	8月	1000万円	7.5.8
	108,939,763	39,213,100	55.20%	猶予2年	20.80%	6.12.15
	過少申告	PL				
42	所得税法違反	飲食業	土地売買に当たり国	土法制限を超える差	差額を裏金で受領し過少	少申告
	862,653,508	164,047,300	32,946,800			7.6.23
	672,835,334	131,100,500		10月	750万円	6.12.15
	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		猶予3年	22.70%	
					1	
43	法人税法違反	商品取引	国内・海外の取引市	場で架空の売買指々	計上するなどして過ぬ	少申告
1.0	5,020,616,149	1,879,606,200	836,189,700			公判中
	2,276,451,926	850,544,300	51.10%		+	6.12.20

九州国際大学法学論集 第27巻 第1・2号合併号(2021年)

VI	過少・無申告	PL · BS				
_	違反税法区分	業種・業態	犯則行為等			
	①正当所得額	③正当税額	⑤逋脱税額	⑦懲役	罰金額⑨	判決日
	②申告所得額	④申告税額	⑥逋脱率	⑧実刑・猶予	(D)認定率 ((9)÷(5))	
	©-1-11//1948	O T D TILLING	O MEDIC TO	(C)	I WILL THE TOTAL	CWFI
	過少(零)申告	PL				
44	法人税法違反	賭博ゲーム	他人名義で営業し売	上除外するなど所得	秘匿して仮装 (ゼロ)	申告
	417,786,754	166,234,400			4000万円	7.5.8
	△1,360,869	0		猶予3年		7.1.9
	21,555,555		100/0	75.1.0.1	2170	1,1,0
45	所得税法違反	弁護士	弁護士報酬の除外	関与生MAに終み株。	式譲渡益除外で過少申	1告
10	1.536,184,051	279,781,300			3000万円	7.6.29
	951,966,241	158,331,300		猶予3年	24.70%	
_	331,300,241	100,001,000	45.40/0	相小3十	24.70/0	7.1.10
	無申告	PL				
47	所得税法違反	先物取引	実体なき法人名で取	引を行い確定申告書	L を提出せずに期限途道	L 品
	4,505,200,197	2,236,370,000			5 億円	8.3.26
_	0	0	2,200,010,000	実刑否認事案	22.30%	
	0	0		大川口恥事未	22.0070	1.2.20
48	所得税法違反	貸金業	貸付台帳を作成せず		 し所得秘匿し過少申令	Ė
		110,359,500		1年		7.6.26
	28,417,000	11,359,000	89.70%		24.20%	
	20,111,000	11,000,000	00.1070	M1 0 1	21.20/0	1.2.22
49	法人税法違反	パチスロ製造	架空人件費、架空仕	入れ等の計上により	 所得秘匿して過少申5	<u> </u>
	161,546,616					7.7.4
		10,908,300		猶予3年	25.50%	
		,,		,		
50	法人税法違反	競馬予想	売上の一部を除外し	所得秘匿して過少申	」 告及び無申告(期に。	に り)
	232,264,701	85,702,400				7.6.13
	1,419,053	31,100		猶予3年	23.50%	
	-,,			3 - 1		
52	消費税法違反	地下鉄部品	課税仕入額を過大に	申告し不正に還付を	_ 受けた (課税売上はW	· 余外)
	不正還付額	A社28071109			1000万円 (2 社計)	
	不正還付額	B社24491328	同左	実刑		7.3.30
	T ILLAST T BA	D ILLE TIUTOSO	1144	2011		110100
55	法人税法違反	ビル解体業	架空外注費を計上す	るなどして所得秘匿	 して過少申告	
	223,300,103	80,511,800			1900万円	7.9.18
	9,799,257	2,566,500		猶予3年	24.60%	
	0,100,201	2,000,000	00.0070	201	21.00/0	1.0.10
56	相続税法違反	宝石販売業	割債分を相続申告か	ら除外。仮装隠蔽が	・ なく重加算税は課され	1ず。
	1,366,951,000	830,105,300	287,679,200	1年	1500万円	7.11.14
	990,596,000	542,426,100	34.70%	猶予3年		7.5.23
57	法人税法違反	リフォーム業	顧客会社担当から架	空経費計上し一部戻	- すよう依頼され過少F	申告
	169,787,570					7.10.30
	8,211,153	1,911,000		猶予3年	25.40%	
	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	, , , , , , , , , , , ,				
58	法人税法違反	テレクラ他風俗	法人成した当初より	売上除外、発覚する	と架空経費計上で過少	少申告
	1,024,013,866					7.12.4
	693,759,007			猶予5年	24.30%	
	, 2,221	, 2,222				
59	法人税法違反	石材工事請負	外注工事の架空・水	増計上などにより所	- 得秘匿して過少申告	
	1,651,438,016		136,242,900	1年	1500万円	
	488,123,765	180,679,400	42.90%	猶予3年	11,00%	
	, 2,:22	, ,,,,,,,	1-170		11170	
	所得税法違反	風俗マッサージ	売上を設定し日計表	を破棄して売上除外	L により所得秘匿し過少	b 申告
60	別特忧仏選及					
60	151,954,417					7.12.4

VII	過少・無申告	PL/BS				
	違反税法区分	業種・業態	犯則行為等			
	①正当所得額	③正当税額	⑤逋脱税額	⑦懲役	罰金額(9)	判決日
	②申告所得額	④申告税額	⑥逋脱率	⑧実刑・猶予	10認定率 (9÷5)	
	© T D // N R	C) TI TILING	O MENULT-	(C) (N) (H)	WILLIAM (W. O.)	REWIT
61	法人税法違反	ピンクサロン	生工性 1 4 1 年 李	ししもし 主し吟か	等により所得秘匿し』	且小由生
01	231,455,463				1200万円	8.1.19
	9,530,357	2,652,400	96.90%	猶予3年	14.40%	7.8.10
62	所得税法違反	パチンコ店		一部除外により所得		
	388,224,077	178,390,000			2400万円	8.1.12
	180,910,696	74,733,000	58.10%	猶予3年	23.30%	7.9.26
64	法人税法違反	ワックス製造	トンネル会社を利用	して架空仕入れ等に	より所得秘匿して過失	少申告
	548,763,863	201,258,200	153,793,600			8.3.8
	138,648,334	47,464,600	76,40%			7.10.6
		, ,				
65	法人税法違反	電線バッタ屋	得音先相当から指示	され架空売上を計上	(キックバック) しi	B
50	173,306,270					8.2.13
	9,290,439			猶予3年		7.10.6
	3,230,433	2,004,000	33.30/0	2日1. 9 中	23/0	1.10.0
cc	法人税法違反	学習塾ほか	由生文中利光を割ら	フェレトカ かか	 退職金等により過少F	L #:
טט		子省塾はスパ 567,984,100				
	1,735,136,041		, ,			8.6.27
	874,231,864	240947100	57%	猶予4年	26.00%	7.10.24
67	法人税法違反	サッカー用具			たり一部裏金で受領	
	252,311,700	120,374,600	,		3000万円	8.3.12
	0	0	100%	猶予3年	25%	7.11.1
69	所得税法違反	ダンス教室	売上の一部のみを収	支日報に記帳して所	得秘匿し過少申告(I	BS立証)
	369,085,253	170,453,000	163,890,100	1.4年	4200万円	8.3.25
	34,462,508	6,562,900	96.10%	猶予3年	25.70%	7.11.10
	BS立証については、	公判主張はないが、	BS立証の合理性、特	定科目の推計計算の	合理性を検討	
70	法人税法違反	水産加工	得意先からリベート	要求があり仕入水増	、現金売上除外などで	で過少申告
	468,201,387	173,378,100	133,417,300		7022702377777	公判中
	112,366,067	39,960,800				7.11.10
	112,000,001	00,000,000	10.0070			1.11.10
71	法人税法違反	内装工事	担音生かり	こりべート亜仕ちり	架空外注費等により	所得数医1 温小由。
11	219.806.776					8.3.26
	, ,					
	55,812,666	18,316,000	11%	猶予3年	22.90%	7.11.10
=0				1 2. 44.		
72	法人税法違反	工具輸入販売			で水増仕入し過少申行	
	994,781,280					8.5.7
	695,559,347	257,338,900	30.30%	猶予3年	22.30%	7.11.10
73	所得税法違反	グループ総帥	自己保有するゴルフ		譲渡主、時期を偽り泣	過少申告
	4,506,812,352	890,557,500	890,080,400	2.6年	2億2千万円	11. 3.29
	56,312,352	477,100		実刑・上告棄却		7.12.25
		,				
75	所得税法違反	電線架設	個人的債務者に不正	を依頼し架空外注加	_ 工費を計上し過少申令	<u>+</u>
	219.494,548					8.4.12
	52,405,104			猶予3年		7.12.15
	32,403,104	41,040,400	1970	知しる十	24.10%	1.14.10
74	記組設計本口	7°++rt:	古アの処理です。0	中はさまれたのかへ	主しの 切さ込んし、	 小山牛
14	所得税法違反	石材店			売上の一部を除外し記	
	302,079,989	137,884,000		1年	3200万円	8.4.15
	198,274,012	12,631,000	125,253,000	猶予3年	25.60%	7.12.13

九州国際大学法学論集 第27巻 第1・2号合併号(2021年)

1700	证小 作由生	DI DC			1	
VIII	過少・無申告	PL·BS	Att Bit (2) TV WA			
	違反税法区分	業種・業態	犯則行為等	O 600 CH	m A dec	dutat an
	①正当所得額	③正当税額	⑤逋脱税額	⑦懲役	罰金額⑨	判決日
	②申告所得額	④申告税額	⑥逋脱率	⑧実刑・猶予	⑩認定率 (⑨÷⑤)	起訴日
76	法人税法違反	包装機械製造	経理担当に指示し簿	<u> </u> 外口座で手形取立し	」 て所得秘匿、過少申令	<u> </u>
	143,790,680	50,232,600	45,249,900	10月	1000万円	8.4.16
	22,585,845	4,982,700		猶予3年		7.12.15
	, ,					
78	法人税法違反	料理店経営		び伝票破棄して所得		In a an
	177,227,448				1800万円	8.3.29
	13,408,841	4,601,600	94.30%	猶予3年	23.60%	7.12.15
79	法人税法違反	統括会社				
	806,280,784	292,592,500	223,583,600		5500万円	8.4.12
-	210,057,555	69,009,900	76.40%			7.12.26
	210,001,000	03,003,300	10.40/0		24.00/0	7.12.20
- 2		通信教育			士と共謀し架空経費詞	十上等
	144,053,861	53,037,100		主2年、税1年		
	18,010,913	5,771,000	89.10%	猶予4年、3年		
90	法人税法違反	住宅躯体工事	塩にトス板並不安で	 架空外注先を計上し	所得致医 温小由生	
ου	179,252,395	64,048,600	想による行来不安 C 48.634.800		川可促促、週岁甲百	公判中
	49,558,931	15,413,800	75.90%			8.2.14
81	法人税法違反	鋼材販売			空仕入計上し過少申告	
	190,447,466	69,800,800	48,380,600			公判中
	61,431,639	21,420,200	69.30%			8.2.23
82	法人税法違反	ピアス販売	対面販売の売上を除	 外するなどし所得秘	 	
02	241,517,579		88,162,800		2100万円	公判中
	375,053			猶予3年	23.80%	
	313,033	97,800	99.80%	相子3十	23.80%	0.2.23
84	法人税法違反	工務店	不動産取引、預金利	息等の帰属主体が争	われた。	
				1.8年	1 億円	公判中
				実刑		8.2.28
		不動産取引、受取利		属すると認定した点	について	
	事実誤認があると判	示(平成8. 1.31)。 [阪 乗差戻しとなった。 ┃			
88	所得税法違反	易占業	宮司の娘で易経を学	 び易占業、真実の収	∟ 入を記録しつつ過少⊧	l þ告
	195,180,311					公判中
	5,500,772					8.2.28
_						
_						
_						